

2024年9月
第2版

改正建築基準法

2階建ての木造一戸建て住宅 (軸組構法)等の 確認申請・審査マニュアル

【参考資料】
マニュアルの第1章以降の初版
からの変更部分をピンクのライン
や枠で囲っています。

2022年改正
(2025年施行)
対応版



編集協力 国土交通省住宅局建築指導課
参事官(建築企画担当)付

発行 一般財団法人 日本建築防災協会
一般財団法人 建築行政情報センター

第1章 建築基準法改正の概要

1. 四号特例の見直し

(1) 建築確認・検査、審査省略制度の対象について

①これまで(改正前)

建築基準法では、原則全ての建築物を対象に、工事着手前の建築確認や、工事完了後の完了検査等の必要な手続きが設けられています。

その中で、都市計画区域等の区域外における、「2階建て以下かつ延べ面積500㎡以下」の木造建築物等は、建築確認・検査の対象ではありませんでした(法第6条第1項)。

また都市計画区域等の区域内において、建築士が設計・工事監理を行って建築される旧4号建築物は、建築確認・検査の対象ですが、審査省略制度(いわゆる「四号特例」)により、構造関係規定等の一部の審査・検査が省略されてきました(法第6条の4)。

②これから(改正後)

「2階建て以上 または 延べ面積200㎡超」の木造建築物等は、「新2号建築物」に該当し、全ての地域で建築確認・検査(大規模の修繕・大規模の模様替を含む)が必要となります。

あわせて審査省略制度の対象は「平屋建て かつ 延べ面積200㎡以下」の建築物(新3号建築物)に見直されます。

③見直しはいつから

本改正は、令和7(2025)年4月1日に施行されます。(省エネ基準への適合義務化と同時期)

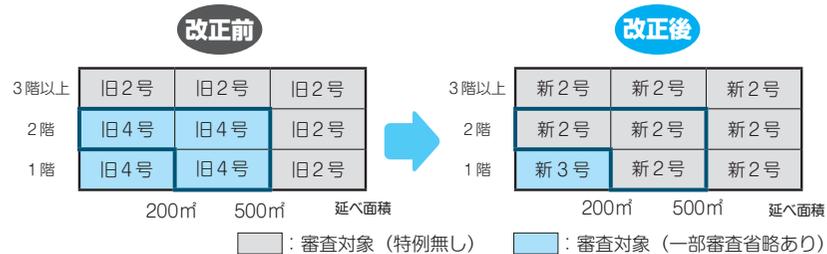


図 1-1 木造建築物における建築確認審査対象の建築物の規模(都市計画区域等内)

参考：四号特例とは？

旧4号建築物については、都市計画区域等の区域内で建築確認の対象となる場合でも建築士が設計を行った場合には、建築確認の際に構造関係規定等の審査を省略することとなっています。

また、旧4号建築物について建築士である工事監理者が設計図書とおりに施工されたことを確認した場合には同様の規定に関し検査を省略することとなっています。

表 1-1 建築確認・検査の対象等（改正法第6条第1項第1号～第3号、第4項）

条文	用途	規模	地域	工事	審査省略制度	審査期間 (建築主事の場合)
① 第1号	特殊建築物 (別表第1(イ))	その用途の 床面積 200㎡超	全ての地域	・建築(新築・増築・改築・ 移転) ・大規模の修繕・大規模 の模様替 ・特殊建築物への用途変 更	対象外	35日以内
② 第2号	①以外の建築物	階数2以上、 または 延べ面積 200㎡超		・建築(新築・増築・改築・ 移転) ・大規模の修繕・大規模 の模様替	対象外	35日以内
③ 第3号	①以外の建築物*	階数1 かつ 延べ面積 200㎡以下	都市計画区域、 準都市計画区域、 準景観地区等内	・建築(新築・増築・改築・ 移転)	対象	7日以内

*上記③には、都市計画区域等以外で、土砂災害特別警戒区域内における居室を有する①、②以外の建築物を含みます。
(参考：土砂災害特別対策法第25条)

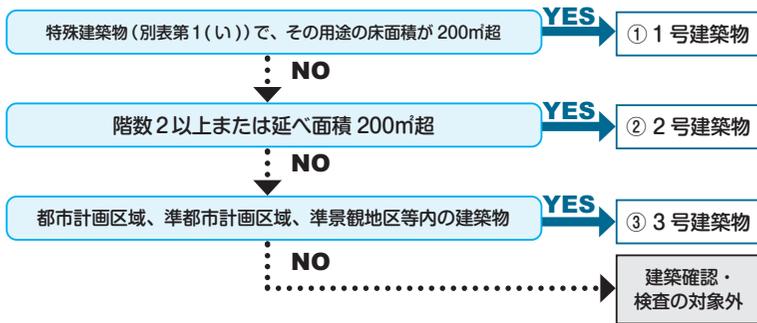
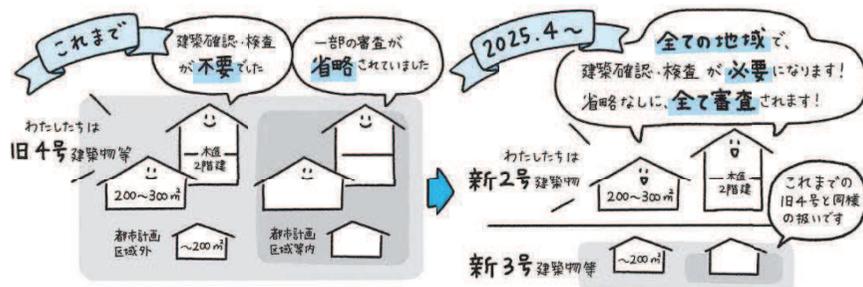


図 1-2 改正法第6条第1項の建築物に係る区分け(フロー)



②省エネ適判を要しない場合

省エネ基準適合を仕様基準で確認する場合は、省エネ適判の手続きは不要となり、省エネ基準適合の確認は、建築確認の中で建築主または指定確認検査機関が行います。

設計住宅性能評価、長期優良住宅等計画の認定又は長期使用構造等の確認を受け、当該設計住宅性能評価書若しくは長期優良住宅建築等計画の認定通知書若しくは長期使用構造等である旨の確認書又はその写しを添付する場合も、省エネ適判の手続きは不要となります。その詳細は「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の準備について(技術的助言)」(令和6年7月4日付け国住参建第1520号)をご確認ください。

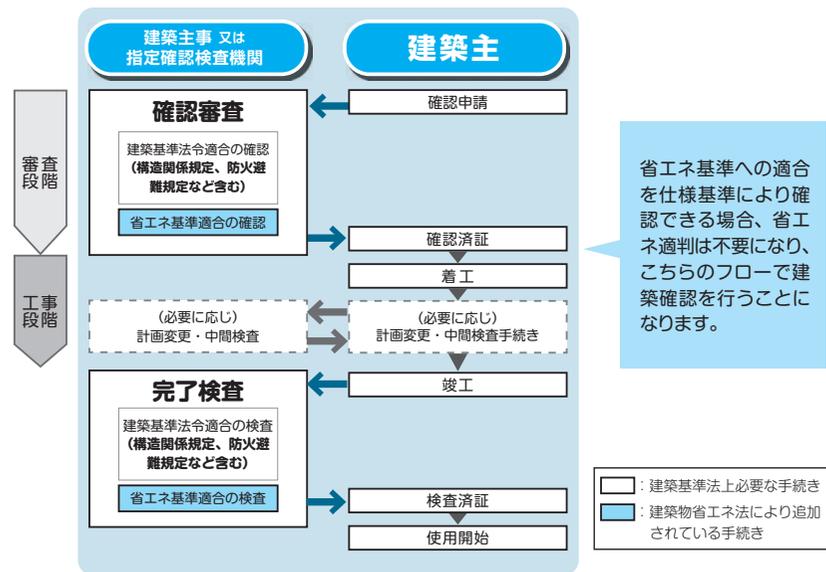
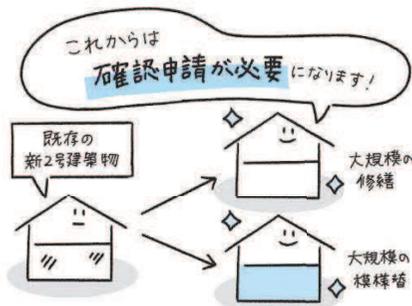


図 1-4 省エネ適判を要しない場合のフロー(仕様基準による場合)

(参考)大規模の修繕・大規模の模様替の取扱いについて

旧4号建築物で、法改正に伴い新2号建築物として扱われるようになった既存建築物において、大規模の修繕・大規模の模様替を行う場合、確認申請が必要となります。

ただし、省エネ基準への適合義務は大規模の修繕・大規模の模様替においては対象となりません。



①大規模の修繕・大規模の模様替とは

大規模の修繕	<ul style="list-style-type: none"> ・「修繕」とは…性能や品質が劣化した部分を、既存のものと同様同じ位置・形状・寸法・材料を用いて作り替え、性能や品質を回復することをいいます。 ・「大規模の修繕」とは…建築物の主要構造部※の一種以上について行う過半の修繕をいいます。
大規模の模様替	<ul style="list-style-type: none"> ・「模様替」とは…同じ位置でも異なる材料や仕様を用いて作り替え、性能や品質を回復することをいいます。 ・「大規模の模様替」とは…建築物の主要構造部※の一種以上について行う過半の模様替をいいます。

※主要構造部とは、壁、柱、床、はり、屋根または階段をいい、建築物の構造上重要でない間仕切壁、間柱等を除きます。

②大規模の修繕・大規模の模様替への該当・非該当の判断

②-1 屋根の改修(技術的助言 令和6年2月8日 国住指第355号)

屋根ふき材のみの改修は、大規模の修繕・大規模の模様替には該当しないため、確認申請は不要となります。

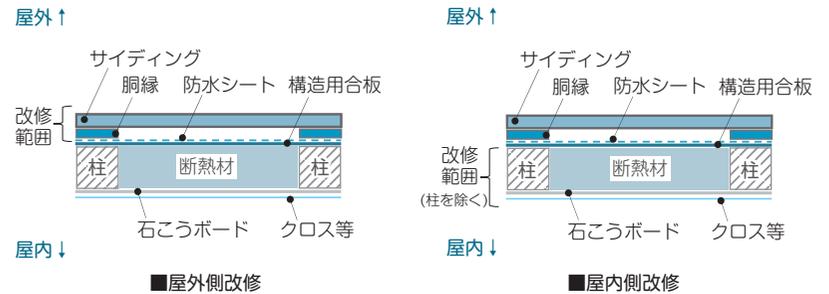
また、既存の屋根の上に新しい屋根をかぶせるような工法による改修も大規模の修繕・大規模の模様替には該当しません。

(参考)大規模の修繕・大規模の模様替の取扱いについて

②-2 外壁の改修(技術的助言 令和6年2月8日 国住指第355号)

外壁の外装材のみの改修等、または外壁の内側から断熱改修等を行う場合、大規模の修繕・大規模の模様替には該当しないため、確認申請は不要となります。

外壁においても、既存外壁の上から新しい外壁をかぶせるような工法による改修は、大規模の修繕・大規模の模様替には該当しません。



※あくまでも例であり、実情に応じて判断してください

図 1-5 大規模の修繕・大規模の模様替に該当しない外壁の改修等の例

②-3 床の改修(技術的助言 令和6年8月28日 国住指第208号)

床の仕上げ材のみの改修等は、大規模の修繕・大規模の模様替には該当しないため、確認申請は不要となります。

また、既存の仕上げ材の上に新しい仕上げ材をかぶせる改修も大規模の修繕・大規模の模様替には該当しません。

②-4 階段の改修(技術的助言 令和6年8月28日 国住指第208号)

各階における個々の階段の改修にあたり、過半に至らない段数等の改修は、大規模の修繕・大規模の模様替には該当しないため、確認申請は不要となります。

また、既存の階段の上に新しい仕上材をかぶせる改修も大規模の修繕・大規模の模様替には該当しません。

2. 構造関係規定等の改正概要

(1) 壁量基準等の改正 [令和7(2025)年4月1日施行]

木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化等に対応するため、必要な壁量や柱の小径等の基準が改正されます。本書で対象としている建築物（階高3.5m以下の木造軸組構法）に関連する改正概要や支援ツールは以下のとおりです。詳細は第3章を確認してください。

① 必要壁量の基準 (令第46条第4項)

- 建築物の荷重の実態に応じて、算定式により、地震力に対する必要壁量を算定します。また、太陽光発電設備等を設置する場合、その荷重を考慮します。
- 必要壁量の算定を支援するためのツールとして以下を用意しています。



- A: 主要な壁、屋根の仕様、階高等に応じて、算定式によりあらかじめ算定した床面積当たりの必要壁量を一覧表にした「早見表」
- B: 壁、屋根の仕様、太陽光パネルの有無に応じて算定式を用いて、床面積当たりの必要壁量を算定できる「表計算ツール」

※風圧力に対する規定は現行のままです。

② 存在壁量の基準 (令第46条第4項)

- 基本的に、腰壁や垂れ壁等の準耐力壁等を存在壁量に算入することができます。

③ 柱の小径の基準 (令第43条第1項)

- 建築物の荷重の実態に応じて、算定式により柱の小径や小径別の柱の負担可能な床面積を算定します。
- 柱の小径や柱の負担可能面積の算定を支援するためのツールとして、以下を用意しています。

- A: 主要な壁、屋根の仕様、階高等に応じて、算定式によりあらかじめ算定した床面積当たりの柱の小径を一覧表にした「早見表」
- B: 壁、屋根の仕様、太陽光パネルの有無に応じて算定式に基づき、柱の小径や柱の負担可能面積を算定できる「表計算ツール」

(2) 構造計算対象の見直し [令和7(2025)年4月1日施行]

木造建築物について、仕様規定や簡易な構造計算で建築できる範囲は従来は高さ13m以下かつ軒高9m以下の建築物でしたが、改正法施行後は、軒高に関わらず高さ16m以下に拡大されます。

一方、従来は2階建て以下で延べ面積500㎡以下の建築物であれば、仕様規定により構造安全性を確認できましたが、改正法施行後は、延べ面積が300㎡を超える場合には、少なくとも簡易な構造計算（許容応力度計算（ルート1））をすることが必要となります。

これらの見直しにあわせて、二級建築士の業務範囲については「階数3以下かつ高さ16m以下」に、木造建築士の業務範囲については「階数2以下かつ高さ16m以下」に変更されます。



		改正前			改正後		
規模		高さ・軒高 高さ13m以下 軒高9m以下	高さ13m超 60m以下 軒高9m超	高さ 60m超	高さ 16m以下	高さ16m超 60m以下	高さ 60m超
階数1 又は 階数2	500㎡以下	仕様規定	高度な構造計算 ・許容応力度等計算 ・保有水平耐力計算 ・限界耐力計算	時刻歴解析	300㎡以下	仕様規定	高度な構造計算 ・許容応力度等計算 ・保有水平耐力計算 ・限界耐力計算
	500㎡超	簡易な構造計算 ・許容応力度計算			300㎡超	簡易な構造計算 ・許容応力度計算	
階数3		簡易な構造計算 ・許容応力度計算		時刻歴解析			
階数4以上							

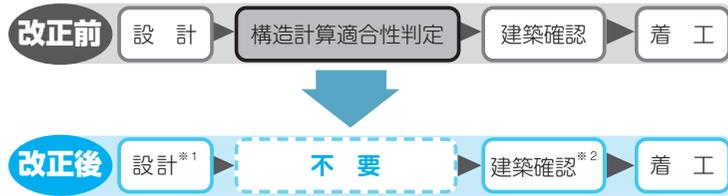
※階数は地階を除く。
* 高度な構造計算 比較的大きな建築物に求められる構造計算（保有水平耐力計算など）
* 簡易な構造計算 比較的小さな建築物に求められる構造計算（許容応力度計算）

図 1-6 木造建築物の構造計算対象の規模

(3) 小規模な伝統的木造建築物等の構造計算適合性判定の合理化

【令和7(2025)年4月1日施行】

小規模(階数が2以下、かつ延べ面積300㎡以下、高さ16m以下)な伝統的木造建築物等については、高度な構造計算(限界耐力計算等)により構造安全性を確認するとともに、確認申請時に、構造計算適合性判定が必要です。改正法施行後は、構造設計一級建築士が構造設計または構造関係規定に適合するかどうかの確認を行い、かつ、専門的知識を有する建築主事等が建築確認審査を行う場合は、構造計算適合性判定が不要となります。



*1: 構造設計一級建築士
*2: 専門的知識を有する建築主事等(構造計算適合判定資格者)

図 1-7 小規模建築物(法第20条第1項第4号に掲げる建築物)における高度な構造計算の場合の建築確認の手続き

(4) 住宅の採光規定の見直し【令和5(2023)年4月1日施行】

住宅の居室の採光に有効な開口面積は、その居室の床面積に対して、引き続き原則1/7以上としつつ、一定条件の下で1/10以上まで緩和されます。

事務所から住宅へ用途変更するケースなど、床面において50ルクス以上の照度を確保できる照明設備が設置され、居室の床面積に対して1/10以上の採光に有効な開口面積が確保されている場合、開口部の大きさを変更する改修が不要となります(昭55建告第1800号改正(令5国交告第86号))。



第1章 建築基準法改正の概要

3. 建築物省エネ法の改正概要

(1) 省エネ基準への適合義務の対象拡大【令和7(2025)年4月1日施行】

法改正により、全ての新築住宅・非住宅に、省エネ基準への適合が義務付けられます。

	改正前		改正後	
	非住宅	住宅	非住宅	住宅
大規模 2,000㎡以上	適合義務 2017.4~	届出義務	適合義務 2017.4~	適合義務
中規模	適合義務 2021.4~	届出義務	適合義務 2021.4~	適合義務
小規模 300㎡未満	説明義務	説明義務	適合義務	適合義務

図 1-8 基準適合に係る規制の概要

義務付けられる省エネ基準の内容は、建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能基準と、住宅においては、品確法に基づく住宅性能表示制度の断熱等性能等級4、一次エネルギー消費量等級4に相当する基準となります。



(2) 既存建築物の取扱い

既存建築物については、省エネ基準への適合は求められません。

また、既存建築物を増改築する場合には、当該増改築部分についてのみ省エネ基準への適合が求められます。

修繕・模様替を行う場合も省エネ基準への適合は不要です。

(3) その他の改正内容等

建築物省エネ法改正の詳細については、以下のHP、資料等を確認してください。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html

建築物省エネ法 改正 検索



参考：図書保存対象の追加（建築士法改正 令和2（2020）年3月施行）

建築士法改正により、保存義務の対象となる設計図書の拡大

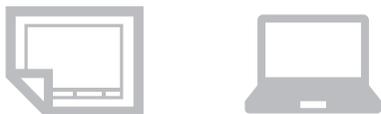
建築士事務所の開設者は、一定の図書を15年間保存する義務を負っています。

旧4号建築物等で保存義務の対象に含まれていなかった以下の設計図書について、保存が義務付けられました。

- ・基礎伏図
- ・各階床伏図
- ・N値計算書（接合部の仕様基準に適合する場合を除く）
- ・小屋伏図
- ・仕様規定の適用除外のただし書きで必要な構造計算の計算書等
- ・壁量計算書
- ・四分画法計算書
- ・構造詳細図

改正法施行（令和7（2025）年4月1日）後も業務として作成した基礎伏図等の設計図書を保存する必要があります。

図書の保存方法は、現物によるほか、電子的保存によることも可能です。



詳細は以下のHP、資料等を確認してください。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_fr_000095.html

建築士法 図書保存 見直し

検索



<建築基準法改正と建築物省エネ法の改正一覧>

	建築基準法改正	建築物省エネ法改正
1年目 令和5 (2023)年 4月施行	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物の構造上やむを得ない場合における高さ制限、建蔽率・容積率に係る特例許可の拡充 ○住宅等の機械室等の容積率不算入に係る認定制度の創設 ○住宅の採光規定の見直し ○一団地の総合的設計制度等の対象行為の拡充 ○階数に応じて要求される耐火性能基準の合理化 	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅トップランナー制度の拡充（分譲マンション追加）
2年目 令和6 (2024)年 4月施行	<ul style="list-style-type: none"> ○3,000㎡超の大規模建築物の木造化の促進 ○大規模建築物における部分的な木造化の促進 ○防火規定上の別棟扱いの導入による低層部分の木造化の促進 ○防火壁の設置範囲の合理化 ○既存不適格建築物における増築時における現行基準の遡及適用の合理化 ○一定範囲内の増築等において遡及適用しない規定・範囲の追加 	<ul style="list-style-type: none"> ○省エネ性能表示制度の拡充 ○建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度導入（形態規制の特例許可、建築士の再工設備に係る事項の建築主に対する説明義務）
3年目 令和7 (2025)年 4月施行	<ul style="list-style-type: none"> ○建築確認審査の対象となる建築物の規模の見直し ○小規模伝統的木造建築物等に係る構造計算適合性判定の特例 ○階高の高い3階建て木造建築物等の構造計算の合理化 ○構造計算が必要な木造建築物の規模の引き下げ（延べ面積500㎡超⇒300㎡超） ○木造建築物の壁量基準等の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○建築士の建築主への説明努力義務（設計した建築物の省エネ性能、省エネ性能の向上に資する事項） ○原則全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付け ○手続き・審査の合理化

：本書に解説あり

第2章 確認申請図書の作成例

1. 本章の構成

(1) 審査対象となる項目の概要と本章の例示範囲

改正前の法第6条の4（建築物の建築に関する確認の特例）に基づき、建築士が設計した旧4号建築物については令第10条で定める対象規定を除いて建築基準関係規定に適合することの確認を受けることになっていましたが（四号特例）、法改正後、新2号建築物については全ての規定が審査対象となります。

本章では、新2号建築物のうち2階建て以下かつ延べ面積300㎡以下の木造一戸建て住宅（平屋かつ200㎡以下を除く）に関する規定について、「四号特例」の見直しにより審査対象となる、法第2章（単体規定）の構造関係規定等を中心に、確認申請に必要な【図書】と【図書に明示すべき事項】を例示します。

以下に、法改正後、新2号建築物の審査対象となる法令の概要と本章における取扱い範囲を示します。

なお、建築物省エネ法が改正され、原則、全ての建築物について、省エネ基準への適合が義務付けられ、建築確認手続きの中で省エネ基準への適合性審査を行うこととなりますが、本章では省エネ基準の適合審査については取り扱いません。

表2-1 法改正後、審査対象となる項目の概要と本章における取扱い範囲

A：特例見直し前においても審査対象であった項目
B（青字）：これまで四号特例により審査対象外であったが、法改正後、審査対象となる項目



根拠法令等	内 容	審査対象		本章の取扱い
		①の場合	②の場合	
法第2章建築物の敷地、構造及び建築設備（法第19条～第41条） <単体規定>				
法第19条	敷地の衛生・安全（敷地の高さ、雨水・汚水排出、擁壁）	A	A	○
法第20条第1項第4号イ （令第3章第2節～第3節）	構造耐力・（壁量基準、柱小径、基礎等の仕様規定）	B	B	○
法第21条	大規模の建築物の主要構造部等	B	B	×
法第22条	屋根（防火地域等以外に建つ建築物の屋根の防火性）	B	A	○
法第23条	外壁（防火地域等以外に建つ木造建築物等の外壁の防火性）	B	A	○
法第24条	建築物が法第22条第1項の市街地の区域の内外にわたる場合の措置	B	A	×
法第25条	大規模の木造建築物等の外壁等〔外壁・軒裏の防火構造等〕	B	A	×
法第26条	防火壁等（1,000㎡以内ごとの防火区画）	A	A	×
法第27条	耐火建築物としなければならない特殊建築物	B	B	×
法第28条第1項	居室の採光（住宅等居室の採光規定）	B	B	○
法第28条第2項	居室の換気（換気用の開口部、換気設備）	B	B	○

根拠法令等	内 容	審査対象		本章の取扱い
		①の場合	②の場合	
法第28条第3項	火気使用室の換気	B	A	○
法第28条第4項	居室の採光〔2室を1室とみなす〕	B	A	○
法第28条の2 （令第2章第1節の3）	石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置	A	A	○
法第29条	地階における住宅等の居室（壁・床の防湿措置）	B	B	×
法第30条	長屋又は共同住宅の各戸の界壁〔遮音性〕	B	B	×
法第31条第1項	便所〔水洗便所〕	B	B	○
法第31条第2項	便所〔尿浄化槽〕	A	A	×
法第32条	電気設備〔電気工作物にかかる建築物の安全、防火〕	B	B	○
法第33条	避雷設備	B	B	×
法第34条	昇降機〔昇降機の安全、防火〕	A	A	×
法第35条	特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準	B	A	×
法第35条の2	特殊建築物等の内装	B	A	×
法第35条の3	無窓の居室等の主要構造部	B	A	×
法第36条	一般構造、防耐火、区画、建築設備について必要な技術的基準の政令	A	A	×
法第37条	建築材料の品質（主要構造部等の材料の品質規格）	B	B	○
法第39条	災害危険区域〔津波、高潮等の区域指定と建築禁止〕	A	A	×
法第40条	地方公共団体の条例による制限の附加	A	A	×
法第41条	市町村の条例による制限の緩和	A	A	×
法第3章都市計画区域等における建築物の敷地、構造、建築設備及び用途（法第41条の2～第68条の9） <集団規定（第8節を除く）>				
法第43条～第44条、第47条	敷地等と道路との関係、道路内の建築制限、壁面線による建築制限	A	A	×
法第48条、第52条、第53条、 第53条の2、第54条	用途地域、容積率、建蔽率、建築物の敷地面積、外壁後退	A	A	×
法第55条、第56条、第58条	絶対高さ、建築物の各部分の高さ、高度地区	A	A	×
法第61条、第62条	防火地域内の建築物、準防火地域内の建築物	A	A	×
法第3章第5節	防火地域・準防火地域（法第61条中の門・塀、第64条、第66条除く）	A	A	×
法第67条	特定防災街区整備地区	A	A	×
単体規定・集団規定以外、施行令その他				
法第84条の2	簡易な構造の建築物に対する制限の緩和〔壁のない車庫等の緩和〕	A	A	×
令第2章第2節～第4節 （令第31条～第35条を除く）	天井高・床高・防湿、階段、便所	B	B	○
令第32条、第35条	汚物処理性能の技術的基準、合併浄化槽の構造	A	A	×
令第31条、第33条、第34条	改良便槽／漏水検査／便所と井戸の距離	B	B	×
令第4章～第5章の2	耐火・準耐火・防火構造、防火区画等	B	A	×
令第5章の3	避難上の安全の検証	A	A	×
令第5章の4（第2節を除く）	建築設備等	B	B	○
令第129条の2の4第1項 第6号及び第7号	建築設備等	B	A	×
消防法第9条、第9条の2	当該市町村条例で定められた火災の予防のために必要な事項、住宅用防災機器の設置等	A	A	×

(3) 作成例の概要

本章では、仕様規定により構造安全性の確認を行う（準耐力壁等を壁量に算入）新築の木造一戸建て住宅（軸組構法）^{*}を作成例として用いています。

^{*}準耐力壁等の壁量が少なく、準耐力壁等の壁倍率が小さい、一般的な住宅。

ここでは準耐力壁等を壁量判定には算入していますが、準耐力壁等の壁量が必要壁量1/2に満たず、壁倍率が1.5倍に満たないため、四分割法、N値計算法に準耐力壁等を算入していません。

敷地概要

敷地面積	165.00㎡	指定建蔽率 / 指定容積率	50% / 100%
都市計画区域	市街化区域	外壁の後退距離	1.0 m以上
用途地域	第一種低層住居専用地域	高さ制限	10 m
防火地域	指定なし(法第22条区域)	日影規制	4時間、2.5時間(1.5 m)
高度地区	指定なし		

建物概要

構造	木造軸組構法	床面積 (建築基準法)	1階床面積	69.22㎡
階数	2階建て		2階床面積	52.99㎡
最高高さ	8.11m		延べ面積	122.21㎡
軒の高さ	6.40m		容積対象床面積	122.21㎡
建築面積	71.21㎡	建蔽率 / 容積率	43.16% / 74.07%	

南側立面図



東側立面図



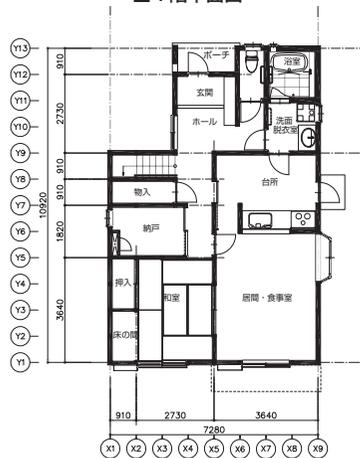
外部仕上表

部位	下地・仕上	備考
基礎	ハた基礎	
外壁	窯業系サイディングボード 厚18(通気構造)	防火時間30分(認定番号: PC030BE-0000)
軒裏	繊維混入けい酸カルシウム板 厚11	防火時間30分(認定番号: QF030RS-0000)
外部開口部	アルミ製ドア、アルミ製サッシ	防火時間20分(認定番号: 認定番号: EB-0000、□□□□)
屋根	複層ガラスA12(網入り厚6.8含)	防火設備
	野地板: 構造用合板 特類 厚12	
	改質アスファルトルーフィング 粘土瓦	

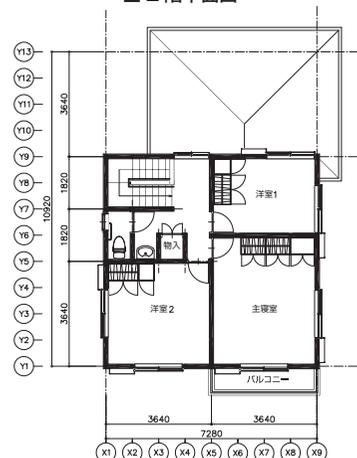
内部仕上表 (一部抜粋)

階	室名	床		巾木		壁		天井		備考
		仕上	厚	仕上	H	厚	厚	仕上	厚	
1階	玄関	磁器質施軸タイル 150角	9	磁器質施軸タイル 150角	150	9	ビニールクロス貼	ビニールクロス貼	手すり下地	
		モルタル	30				せつこうボード	せつこうボード		
	ホール・廊下	フローリング	15	木製巾木	60	15	ビニールクロス貼	ビニールクロス貼	点検口(天井) プライント	
		構造用合板	24				せつこうボード	せつこうボード		
	物入	合板1類	15	雑巾摺			合板1類	合板1類		
		構造用合板	24							
納戸	フローリング	15	木製巾木	60	15	ビニールクロス貼	ビニールクロス貼			
	構造用合板	24				せつこうボード	せつこうボード			

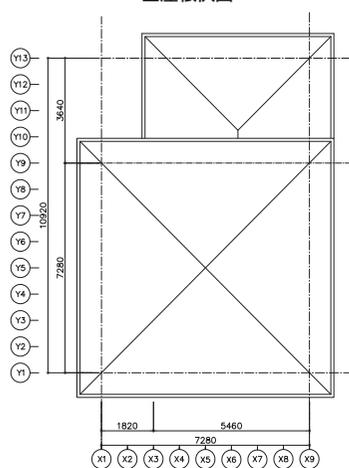
■ 1階平面図



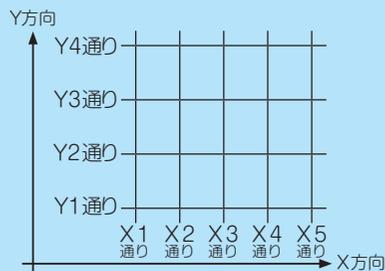
■ 2階平面図



■ 屋根伏図



「X方向・Y方向」と「通り」について
本章では、図面の横方向をX方向、縦方向をY方向と定義します。
各通りの呼び方は、以下のとおりです。



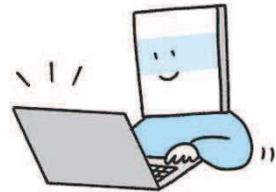
2. 確認申請図書の作成例

● 確認申請図書における添付図書の合理化について

- ・旧4号建築物から新2号建築物に移行する建築物のうち、仕様規定の範囲で構造安全性を確認できる建築物については、必要事項を仕様表に記載することで、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び軸組図の添付を省略するなど、添付図書を合理化します。
- ・本章に示す確認申請図書の作成例は、上記に沿って伏図等を省略、合理化を図った内容としています。
- ・建築士法により建築士事務所に課されている図書保存の義務は、本書で採用している確認申請図書の合理化とは別に、これまで通り変わりありません。基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、軸組図などは建築工事を実施する上で重要な図書となりますので、業務として作成したこれらの設計図書を適切に保存してください。

(1) 仕様表	28
(2) 配置図	32
(3) 平面図※	34
(4) 立面図	36
(5) 断面図	38
(6) 地盤面算定表	40
(7) 構造詳細図	42
(8) 壁量判定	44
(9) 四分割法判定	50
(10) 柱頭柱脚金物算定	54
(11) 給排水衛生・電気設備図	58
(12) 換気・採光計算書	60

※2階平面図は、省略します。



(1) 仕様表 - 1

仕様表作成のねらい

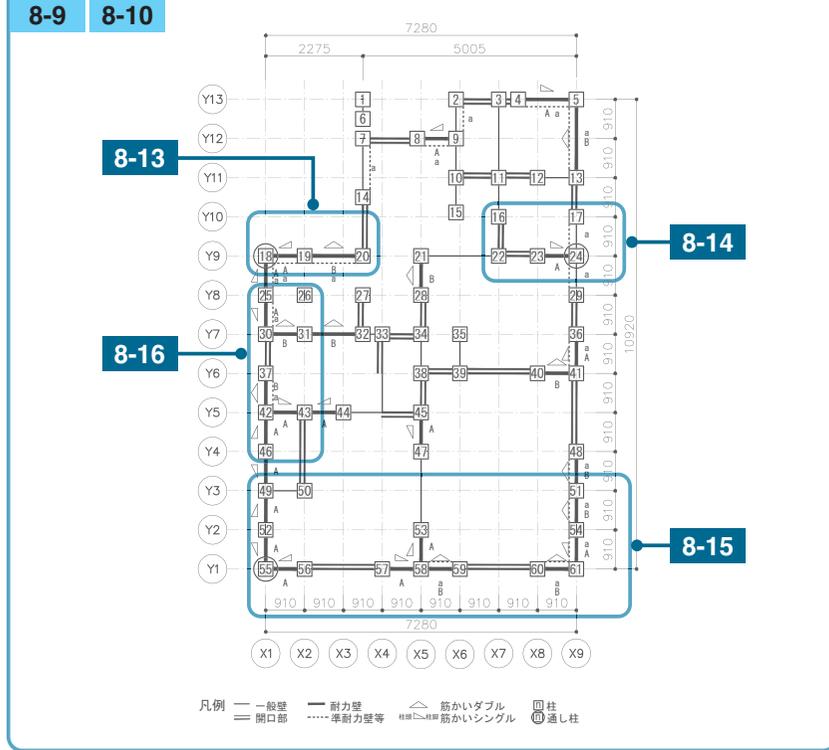
ここでは、1(3)に示した、新築の木造一戸建て住宅(軸組構法)に基づいた仕様表の記入例を示します。個々の設計の内容により必要に応じて加筆・削除することを想定しています。また、フォーマット自体もあくまで参考であり、状況に合わせて他の図面に情報を記載したり、特記仕様書等に代えたりすることも考えられます。

1-10		1-11		仕様表		単位: 特記なき限り (mm)
住宅の名称	〇〇様邸 (東京都〇〇市〇〇町〇-〇-〇)					
仕様が複数ある場合、必要最小限の仕様のもの、又は仕様の範囲を以下に記載						
項目	小項目	仕様		備考		
建築材料 (法第37条)	基礎コンクリート	SIS		設計基準強度 Fc: 24N/mm ² 以上 スラブ: 18cm以下	1-9	
	基礎鉄筋	SIS		SD295		
令第2章第2節 (居室の天井の高さ、床の高さ及び防湿方法) (令第22条)	居室の床の高さ及び防湿方法	床の高さ		640 (直下の地面 (BM + 400) から)		
		防湿方法		ねこ土台 (有効換気面積 75cm ² /m)		
令第3章第2節 (構造部材等) (令第37条)	構造部材の耐久	構造耐久上主要な部分		腐食、腐朽、摩損のおそれのあるものに腐食等防止の措置	1-1	
	基礎 (令第38条)	支持地盤の種類及び位置	砂質土盤 (GL-0.5m)			
		基礎の種類	べた基礎			
		基礎の底部の位置	地盤面からの深さ: GL-100、根入れ: GL-300			
令第3章第2節 (構造部材等) (令第38条)	基礎の底部に作用する荷重の数値・算出方法	地盤の許容応力度 30kN/m ²				
	木くい及び常水面の位置	木くい及び常水面の位置		対象外 (木くい無し)		
地盤調査 (令第38条)	鉄筋	主筋: D13、立上り・底盤・開口補強筋: D10		フック有		
	地盤調査	SWS 試験		SWS 試験結果に基づく地盤調査報告書		
地盤改良 (令第38条)	地盤改良	該当なし				
	屋根ふき材等の (令第39条)	屋根ふき材の固定方法	平部: 全数固定、棟部: ねじ固定、軒・けらば: ねじ3本固定		1-3	
屋根ふき材等 (令第39条)	屋外に面する部分のタイル等の緊結方法	該当なし				
	太陽光システム等を設置した際の防錆処理	該当なし				
木材 (令第41条)	木材の規格 (JAS) または等級	横架材、柱材、筋かい等、その他: 無等級材 耐力上の欠点のないこと		1-4		
土台及び基礎 (令第42条)	柱脚の固定方法	土台 120 × 120 (ヒノキ、無等級材) を設ける				
	土台の固定方法	アンカーボルト (M12) + 座金 (厚 14.5 × 40 角 × 14 φ) により緊結、柱から 200 以内に設置 (設置間隔: 2700)		Zマーク表示金物又は同等認定品		
1-5	構架材間距離	1階: 小径 120、構架材相互間の垂直距離の最大: 2844 柱の小径と構架材間内法寸法の比率: 1/23.7 2階: 小径 120、構架材相互間の垂直距離の最大: 2730 柱の小径と構架材間内法寸法の比率: 1/22.6				
	柱の小径 (令第43条)	柱断面の欠き取り (1/3 以上) の有無	1/3 以上欠き取る場合は適切に補強			
1-6	2階建ての隅柱	通し柱、または同等の補強 (N 値計算による)				
	有効細長比 (最大値)	1階: 座屈長さ: 2844、断面最小二次率半径: 34.64 柱の有効細長比 = 82.1 < 150 2階: 座屈長さ: 2730、断面最小二次率半径: 34.64 柱の有効細長比 = 78.9 < 150		座屈長さ = 構架材相互間内法		
令第3章第3節 (木構造)	はり等の横架材 (令第44条)	中央部付近の下側に耐力上支障のある欠き込み	欠き込み: 無し			
	筋かい (令第45条)	筋かいの断面	45 × 90			
構造耐力上必要な軸組 (令第46条)	筋かいの欠き込み	原則欠き込み無し (必要な場合) たすき部補強: 両面から短冊金物 (S) 当て 六角ボルト (M12) 締め、スクリュー (S) (ZSS5) 打ち		Zマーク表示金物又は同等認定品		
	第1項	主要な梁せい: スキ (120 × 120 ~ 240)				
1-8	第3項 床組・小屋はり組の火打、構造用合板等、振れ止め	床組: 構造用合板 (厚 24) 小屋はり組: 火打ちばり (木製)、振れ止め: 設置 火打土台: スキ (45 × 90) ユニツトパス、土間床部分は除く				
	第4項 壁量基準 (耐震・耐風)	筋かい (45 × 90 シングル、ダブル)、配筋は壁量平面図による、耐力壁は外壁周囲の大壁部分				
1-7	筋かい端部	緊結方法: 筋かいプレート (BP2 等)		Zマーク表示金物又は同等認定品		
	耐力壁間側柱頭・柱脚	N 値計算による		N 値計算書		
親手・仕口 (令第47条)	その他の柱頭・柱脚	かど金物 (CP-L) 等		Zマーク表示金物又は同等認定品		
	小屋組の接合方法	耐風性向上のための接合部仕様 たるき・軒桁接合: ひねり金物 ST-15 たるき・もや接合: 鉄丸くき 2-N75 2本割め打ち 小屋束・小屋はり・小屋束・もや接合: かすがい C120 両面打ち		平 12 建告第 1460 号 基準風速: 34m/s、 根拠: J3 (スギ) Zマーク表示金物又は同等認定品		
防錆措置等 (令第49条)	鉄網モルタル下地等の防水措置	該当なし				
	構造耐力上主要な部分の柱、筋かい、土台	地面から 1m の範囲で防食・防錆処理		1-7		

※本書では掲載を省略

(8) 壁量判定

① 1階耐力壁図



8-10 ■存在壁量の算定

階・方向	壁記号	有効壁倍率	壁長 (cm)	存在壁量 (耐力壁) (cm)	存在壁量 (準耐力壁等) (cm)	存在壁量 (合計) (cm)
2階/X方向	A	2.00	1,046.50	2,093.00		2,456.55
	b	0.47	773.50		363.55	2,456.55
2階/Y方向	A	2.00	819.00	1,638.00		2,750.93
	B	4.00	182.00	728.00		2,750.93
1階/X方向	A	2.00	773.50	1,547.00		4,381.65
	B	4.00	637.00	2,548.00		4,381.65
1階/Y方向	a	0.45	637.00		286.65	4,381.65
	A	2.00	910.00	1,820.00		4,381.65
1階/Y方向	B	4.00	546.00	2,184.00		4,556.83
	a	0.45	1,228.50		552.83	4,556.83

8-12 ■準耐力壁等の必要壁量に対する割合の確認

階・方向	必要壁量 (cm)		B/A	判定
	A	B		
2階 X方向	1,431.00	363.55	0.26	OK
2階 Y方向	1,431.00	384.93	0.27	OK
1階 X方向	2,699.97	286.65	0.11	OK
1階 Y方向	2,699.97	552.83	0.21	OK

・各階・各方向の必要壁量の1/2以下の範囲内で準耐力壁等を加算する場合、準耐力壁等を考慮せずに壁配置のバランスの確認を行います。また、壁倍率が1.5倍以下の準耐力壁等を考慮せずに柱頭・柱脚の接合方法の確認を行います。

8-8 ■耐力壁・準耐力壁仕様一覧

種類	壁記号	材種名	基準倍率	係数	開口有無	開口高さ (cm)	取付高さ (cm)	下地貼材高さ (cm)	垂直高さ (cm)	壁高 (cm)	下地貼材実高さ (cm)	機材間内法寸法 (cm)	有効壁倍率	最低厚さ (mm)	規格	くぎ打ちの方法	
																種類	間隔 (mm)
耐力壁	A	筋かい(45×90)(シングル)	2.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.00	-	-	-	-
	B	筋かい(45×90)(ダブル)	4.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.00	-	-	-	-
準耐力壁等	a	石膏ボード(床勝ち大壁)	0.9	0.6	無	0.0	0.0	240.0	240.0	0.0	240.0	284.4	0.45	12.0	JIS A6901-2005	GNF40又はGNC40	150以下
	b	石膏ボード(床勝ち大壁)	0.9	0.6	無	0.0	0.0	240.0	240.0	0.0	240.0	273.0	0.47	12.0	JIS A6901-2005	GNF40又はGNC40	150以下

・有効壁倍率 = 基準倍率 × 係数 × 下地貼材実高さ ÷ 機材間内法寸法
 ※本表に記載する以外の準耐力壁等の算入は行わない。

8-10 ■壁量判定 (必要壁量検討方法: A 早見表)

階・方向	地震力に対する床面積当たりの必要壁量		風圧力に対する見付け面積当たりの必要壁量		必要壁量の決定		存在壁量 (cm)	壁量判定 必要壁量 ≤ 存在壁量	
	床面積 (㎡)	係数	見付面積 (㎡)	係数	地震力 (cm)	風圧力 (cm)			
2階 X方向	53.00	27	1,431.00	19.04	952.00	1,431.00	> 952.00	1,431.00	OK
2階 Y方向	53.00	27	1,431.00	19.04	952.00	1,431.00	> 952.00	1,431.00	OK
1階 X方向	69.23	39	2,699.97	51.05	2,552.50	2,699.97	> 2,552.50	2,699.97	OK
1階 Y方向	69.23	39	2,699.97	41.02	2,051.00	2,699.97	> 2,051.00	2,699.97	OK

・風圧力の区分: 一般地域
 ・各階ごとに、X方向、Y方向のそれぞれについて、CとFを比較して、大きい方をこの建築物の必要壁量として採用します。
 ・地震力の必要壁量は、「地盤割増 (令第46条第4項)」を含む (地盤割増: 1.0)

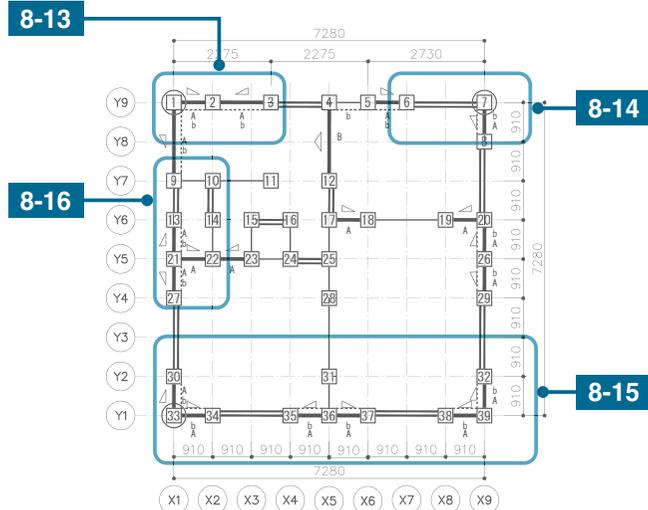
(8) 壁量判定 チェックリスト

根拠条文	番号	明示すべき事項	第3章 該当ページ	
壁量基準 (法第20条、令第3章第3節、令第46条第4項)	8-1	各階床面積	⇒ P82	
	8-2	床面積に乗ずる値		
	8-3	地震力に対する必要壁量 (各階)	⇒ P87	
	8-4	見付面積 (各階・各方向)		
	8-5	見付面積に乗ずる値		
	8-6	風圧力に対する必要壁量 (各階・各方向)		
	8-7	存在壁量 (各階・各方向)		
	8-8	耐力壁・準耐力壁等の種類、仕様一覧		⇒ P89
	明示すべき事項: 令第46条第4項に規定する基準への適合性審査に必要な事項	8-9	耐力壁・準耐力壁等の配置、長さ、柱位置、開口部の位置	-
		8-10	耐力壁図と集計表の整合	-
		8-11	壁量判定	⇒ P95
		8-12	準耐力壁等の必要壁量に対する割合	⇒ P95
規則第1条の3第1項 表2によれば、壁量基準に関する明示すべき事項については「令第46条第4項に規定する基準への適合性審査に必要な事項」と示されているため、具体的に必要記載事項については、参考までに右に示します。また、構造関係規定の詳細については第3章の該当ページを示しますので、参考してください。	8-13	壁及び筋かいの位置及び種類	/	
	8-14	通し柱及び開口部の位置		
	8-15	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法		
法第22条区域内の建築物の外壁 (法第23条)	8-16	耐力壁及び非耐力壁の位置	/	

(8) 壁量判定

② 2階耐力壁図

8-9 8-10



凡例 一般壁 耐力壁 開口部 耐力壁等 筋かいダブル 筋かいシングル 柱 通し柱

8-10

■存在壁量の算定

階・方向	壁記号	有効壁倍率	壁長 (cm)	存在壁量 (耐力壁)	存在壁量 (準耐力壁等)	存在壁量 (合計) (cm)
				(cm)	(cm)	
2階/X方向	A	2.00	1,046.50	2,093.00		2,456.55
	b	0.47	773.50		363.55	
2階/Y方向	A	2.00	819.00	1,638.00		2,750.93
	B	4.00	182.00	728.00		
1階/X方向	A	2.00	773.50	1,547.00		4,381.65
	B	4.00	637.00	2,548.00		
1階/Y方向	a	0.45	637.00		286.65	4,556.83
	A	2.00	910.00	1,820.00		
1階/Y方向	B	4.00	546.00	2,184.00		4,556.83
	a	0.45	1,228.50		552.83	

8-12

■準耐力壁等の必要壁量に対する割合の確認

階・方向	必要壁量 (cm)	存在壁量 (準耐力壁等) (cm)	B/A	判定
	A	B	C	
2階 X方向	1,431.00	363.55	0.26	OK
2階 Y方向	1,431.00	384.93	0.27	OK
1階 X方向	2,699.97	286.65	0.11	OK
1階 Y方向	2,699.97	552.83	0.21	OK

各階・各方向の必要壁量の1/2以下の範囲内で準耐力壁等を加算する場合、準耐力壁等を考慮せずに壁配置のバランスの確認を行います。また、壁倍率が1.5倍以下の準耐力壁等を考慮せずに柱頭・柱脚の接合方法の確認を行います。

8-8

■耐力壁・準耐力壁仕様一覧

種類	壁記号	材種名	基準倍率	係数	開口有無	開口高さ (cm)	取付高さ (cm)	下地貼材高さ (cm)	垂壁高さ (cm)	腰壁高さ (cm)	下地貼材実高さ (cm)	横架材間内法寸法 (cm)	有効壁倍率	最低厚さ (mm)	規格	くぎ打ちの方法	
																種類	間隔 (mm)
耐力壁	A	筋かい(45×90)(シングル)	2.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.00	-	-	-	-
	B	筋かい(45×90)(ダブル)	4.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.00	-	-	-	-
準耐力壁等	a	石膏ボード(床勝ち大壁)	0.9	0.6	無	0.0	0.0	240.0	240.0	0.0	240.0	284.4	0.45	12.0	JIS A6901-2005	GNF40又はGNC40	150以下
	b	石膏ボード(床勝ち大壁)	0.9	0.6	無	0.0	0.0	240.0	240.0	0.0	240.0	273.0	0.47	12.0	JIS A6901-2005	GNF40又はGNC40	150以下

有効壁倍率 = 基準倍率 × 係数 × 下地貼材実高さ ÷ 横架材間内法寸法
 ※本表に記載する以外の準耐力壁等の算入は行わない。

8-10

■壁量判定 (必要壁量検討方法: A 早見表)

階・方向	地震力に対する床面積当たりの必要壁量			風圧力に対する見付面積当たりの必要壁量			必要壁量の決定			存在壁量 (cm)	壁量判定 必要壁量 ≤ 存在壁量 G ≤ H	
	床面積 (㎡)	係数 (cm/㎡)	必要壁量 (cm)	見付面積 (㎡)	係数 (cm/㎡)	必要壁量 (cm)	地震力 (cm)	記号	風圧力 (cm)			必要壁量 (cm)
2階 X方向	53.00	27	1,431.00	19.04	50	952.00	1,431.00	>	952.00	1,431.00	2,456.55	OK
2階 Y方向			1,431.00	19.04		952.00	1,431.00	>	952.00	1,431.00	2,750.93	OK
1階 X方向	69.23	38	2,699.97	51.05	50	2,552.50	2,699.97	>	2,552.50	2,699.97	4,381.65	OK
1階 Y方向			2,699.97	41.02		2,051.00	2,699.97	>	2,051.00	2,699.97	4,556.83	OK

風圧力の区分: 一般地域
 各階ごとに、X方向、Y方向のそれぞれについて、CとFを比較して、大きい方をこの建築物の必要壁量として採用します。
 地震力の必要壁量は、「地震制増(令第46条第4項)」を含む(地震制増:1.0)



(8) 壁量判定 チェックリスト

(チェックリスト P45 再掲)

根拠条文	番号	明示すべき事項	第3章 該当ページ
壁量基準 (法第20条、令第3章第3節、令第46条第4項) 明示すべき事項: 令第46条第4項に規定する基準への適合性審査に必要な事項	8-1	各階床面積	⇒ P82
	8-2	床面積に乗ずる値	
	8-3	地震力に対する必要壁量 (各階)	
	8-4	見付面積 (各階・各方向)	
	8-5	見付面積に乗ずる値	
	8-6	風圧力に対する必要壁量 (各階・各方向)	
	8-7	存在壁量 (各階・各方向)	
	8-8	耐力壁・準耐力壁等の種類、仕様一覧	
規則第1条の3第1項 表2によれば、壁量基準に関する明示すべき事項については「令第46条第4項に規定する基準への適合性審査に必要な事項」と示されているため、具体的に必要記載事項については、参考までに右に示します。また、構造関係規定の詳細については第3章の該当ページを示しますので、参考にしてください。	8-9	耐力壁・準耐力壁等の配置、長さ、柱位置、開口部の位置	-
	8-10	耐力壁図と集計表の整合	-
	8-11	壁量判定	⇒ P95
	8-12	準耐力壁等の必要壁量に対する割合	⇒ P95
平面図全般に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表1) [平面図から転記]	8-13	壁及び筋かいの位置及び種類	/
	8-14	通し柱及び開口部の位置	
木造建築物における部材の位置等 (令第3章第3節) [平面図から転記]	8-15	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法	/
法第22条区域内の建築物の外壁 (法第23条) [平面図から転記]	8-16	耐力壁及び非耐力壁の位置	/

9-2

■区画別床面積計算表 [1階]

区画	縦(m)	横(m)	床面積(m ²)	備考
a	1.820	2.185	3.9767000	
b	2.730	1.000	2.7300000	
c	2.730	1.820	4.9686000	
d	4.550	1.820	8.2810000	
e	4.550	0.455	2.0702500	
f	5.460	3.185	17.3901000	
g	5.460	1.820	9.9372000	
h	2.730	1.820	4.9686000	
i	2.730	3.640	9.9372000	
j	2.730	1.820	4.9686000	

9-14

■四分割法判定

階	方向	位置	有効部積 (m ²)	壁量係数 (cm/m ²)	地盤部増	必要壁量 (cm)		存在壁量 (cm)		壁量 充足率	壁量充足率 判定	壁率比	壁率比判定
						④=(①×②) ×③	⑤	⑥=⑦+⑧	⑨				
2	X	上	13.25	27	1.0	357.75	637.00	1.78	OK	(0.87)	(OK)		
		下	13.25	27	1.0	357.75	728.00	2.03	OK	(0.79)	(OK)		
	Y	左	13.25	27	1.0	357.75	728.00	2.03	OK	(0.79)	(OK)		
		右	13.25	27	1.0	357.75	728.00	2.03	OK	(0.79)	(OK)		
1	X	上	11.68	20(*)	1.0	233.60	455.00	1.95	OK	(0.72)	(OK)		
		下	19.88	39	1.0	775.32	1,092.00	1.41	OK	(0.83)	(OK)		
	Y	左	13.25	39	1.0	516.75	1,456.00	2.82	OK	(0.83)	(OK)		
		右	19.88	39	1.0	775.32	1,820.00	2.35	OK	(0.83)	(OK)		

・壁量係数欄の(*)は2階が乗らない領域のため平屋の係数を用いたことを表します。
 ・壁率比判定は、壁量充足率が全てOKの場合記入不要ですが、参考として()を付けて記入しています。

四分割法判定
適合

9-1 9-3 9-4 9-7 9-10 9-11 9-12 9-13

9-5 9-6 9-7

■1階X方向上の存在壁量 (cm)

上	種類	Y通り	壁1	壁2	壁3	壁4	壁5	壁6	壁7	壁8	壁9	壁10	合計
			耐力壁	Y13	273.00								
存在壁量			Y12	182.00									182.00
													455.00

■1階X方向下の存在壁量 (cm)

下	種類	Y通り	壁1	壁2	壁3	壁4	壁5	壁6	壁7	壁8	壁9	壁10	合計
			耐力壁	Y1	182.00	182.00	364.00	364.00					
存在壁量													1,092.00

■1階Y方向左の存在壁量 (cm)

左	種類	X通り	壁1	壁2	壁3	壁4	壁5	壁6	壁7	壁8	壁9	壁10	合計
			耐力壁	X1	182.00	182.00	364.00	182.00	182.00	182.00	182.00		
存在壁量													1,456.00

■1階Y方向右の存在壁量 (cm)

右	種類	X通り	壁1	壁2	壁3	壁4	壁5	壁6	壁7	壁8	壁9	壁10	合計
			耐力壁	X9	728.00	182.00	364.00	364.00	182.00				
存在壁量													1,820.00

・各通りの存在する耐力壁(筋かい・面材)毎の存在壁量を壁1、壁2、…と表示しています。(存在壁量 = 耐力壁の壁倍率 × 長さ とします)

9-2

■区画別床面積計算表 [2階]

区画	縦(m)	横(m)	床面積(m ²)	備考
k	1.820	1.820	3.3124000	
l	1.820	3.640	6.6248000	
m	1.820	1.820	3.3124000	
n	3.640	1.820	6.6248000	
o	3.640	3.640	13.2496000	
p	3.640	1.820	6.6248000	
q	1.820	1.820	3.3124000	
r	1.820	3.640	6.6248000	
s	1.820	1.820	3.3124000	

9-14

■四分割法判定

階	方向	位置	有効部積 (m ²)	壁量係数 (cm/m ²)	地盤部増	必要壁量 (cm)		存在壁量 (cm)		壁量 充足率	壁量充足率 判定	壁率比	壁率比判定
						④=(①×②) ×③	⑤	⑥=⑦+⑧	⑨				
2	X	上	13.25	27	1.0	357.75	637.00	1.78	OK	(0.87)	(OK)		
		下	13.25	27	1.0	357.75	728.00	2.03	OK	(0.79)	(OK)		
	Y	左	13.25	27	1.0	357.75	728.00	2.03	OK	(0.79)	(OK)		
		右	13.25	27	1.0	357.75	728.00	2.03	OK	(0.79)	(OK)		
1	X	上	11.68	20(*)	1.0	233.60	455.00	1.95	OK	(0.72)	(OK)		
		下	19.88	39	1.0	775.32	1,092.00	1.41	OK	(0.83)	(OK)		
	Y	左	13.25	39	1.0	516.75	1,456.00	2.82	OK	(0.83)	(OK)		
		右	19.88	39	1.0	775.32	1,820.00	2.35	OK	(0.83)	(OK)		

・壁量係数欄の(*)は2階が乗らない領域のため平屋の係数を用いたことを表します。
 ・壁率比判定は、壁量充足率が全てOKの場合記入不要ですが、参考として()を付けて記入しています。

四分割法判定
適合

9-1 9-3 9-4 9-7 9-10 9-11 9-12 9-13

9-5 9-6 9-7

■2階X方向上の存在壁量 (cm)

上	種類	Y通り	壁1	壁2	壁3	壁4	壁5	壁6	壁7	壁8	壁9	壁10	合計
			耐力壁	Y9	182.00	273.00	182.00						
存在壁量													637.00

■2階X方向下の存在壁量 (cm)

下	種類	Y通り	壁1	壁2	壁3	壁4	壁5	壁6	壁7	壁8	壁9	壁10	合計
			耐力壁	Y1	182.00	182.00	182.00	182.00					
存在壁量													728.00

■2階Y方向左の存在壁量 (cm)

左	種類	X通り	壁1	壁2	壁3	壁4	壁5	壁6	壁7	壁8	壁9	壁10	合計
			耐力壁	X1	364.00	182.00	182.00	182.00					
存在壁量													910.00

■2階Y方向右の存在壁量 (cm)

右	種類	X通り	壁1	壁2	壁3	壁4	壁5	壁6	壁7	壁8	壁9	壁10	合計
			耐力壁	X9	182.00	182.00	182.00	182.00					
存在壁量													728.00



(9) 四分割法判定

チェックリスト



根拠条文	番号	明示すべき事項	第3章 該当ページ
壁配置のバランス (四分割法) (法第20条、令第3章第3節、令第46条第1項、第4項) 明示すべき事項 : 令第46条第4項に規定する基準への適合性審査に必要な事項	9-1	<input type="checkbox"/> 側端部分の床面積	⇒ P97
	9-2	<input type="checkbox"/> 側端部分の床面積の根拠となる図と計算表	
	9-3	<input type="checkbox"/> 地震力算定用係数	
	9-4	<input type="checkbox"/> 側端部分の地震力に対する必要壁量 (各階・各方向)	
	9-5	<input type="checkbox"/> 耐力壁の壁倍率	⇒ P98
	9-6	<input type="checkbox"/> 耐力壁の長さ	
	9-7	<input type="checkbox"/> 側端部分の存在壁量 (各階)	
	9-8	<input type="checkbox"/> 耐力壁の種類	
	9-9	<input type="checkbox"/> 耐力壁の配置	
	9-10	<input type="checkbox"/> 壁量充足率	
	9-11	<input type="checkbox"/> 充足率判定	⇒ P98
	9-12	<input type="checkbox"/> 壁率比	
	9-13	<input type="checkbox"/> 壁率比判定	
	9-14	<input type="checkbox"/> 四分割法判定	

規則第1条の3第1項 表2によれば、四分割法に関する明示すべき事項については「令第46条第4項に規定する基準への適合性審査に必要な事項」と示されているため、具体的に必要記載事項については、参考までに右に示します。
 また、構造関係規定の詳細について第3章の該当ページを示しますので、参考してください。



(9) 四分割法判定

チェックリスト



(チェックリストP51再掲)

根拠条文	番号	明示すべき事項	第3章 該当ページ
壁配置のバランス (四分割法) (法第20条、令第3章第3節、令第46条第1項、第4項) 明示すべき事項 : 令第46条第4項に規定する基準への適合性審査に必要な事項	9-1	<input type="checkbox"/> 側端部分の床面積	⇒ P97
	9-2	<input type="checkbox"/> 側端部分の床面積の根拠となる図と計算表	
	9-3	<input type="checkbox"/> 地震力算定用係数	
	9-4	<input type="checkbox"/> 側端部分の地震力に対する必要壁量 (各階・各方向)	
	9-5	<input type="checkbox"/> 耐力壁の壁倍率	⇒ P98
	9-6	<input type="checkbox"/> 耐力壁の長さ	
	9-7	<input type="checkbox"/> 側端部分の存在壁量 (各階)	
	9-8	<input type="checkbox"/> 耐力壁の種類	
	9-9	<input type="checkbox"/> 耐力壁の配置	
	9-10	<input type="checkbox"/> 壁量充足率	
	9-11	<input type="checkbox"/> 充足率判定	⇒ P98
	9-12	<input type="checkbox"/> 壁率比	
	9-13	<input type="checkbox"/> 壁率比判定	
	9-14	<input type="checkbox"/> 四分割法判定	

規則第1条の3第1項 表2によれば、四分割法に関する明示すべき事項については「令第46条第4項に規定する基準への適合性審査に必要な事項」と示されているため、具体的に必要記載事項については、参考までに右に示します。
 また、構造関係規定の詳細について第3章の該当ページを示しますので、参考してください。

10-1

■ 1階柱頭柱脚金物算定表

柱	方向	柱状況	1階					2階					L	2.8/2.7	N	接合金物		
			パターン	補正值	A1	B1	2.9/2.7	柱	柱状況	パターン	補正值	A2				B2	柱頭	柱脚
4	X	下層/他柱	0.0 \ 2.0	0.5	2.5	0.5	1.08						0.6	1.04	0.75	(は)	(は)	
5	X	下層/出隅	2.0 \ 0.0	-0.5	1.5	0.8	1.08						0.4	1.04	0.90	(ち)	(ち)	
5	Y	下層/出隅	4.0 \ 0.0	0.0	4.0	0.8	1.08						0.4	1.04	3.05	(は)	(は)	
8	X	下層/他柱	0.0 \ 2.0	-0.5	1.5	0.5	1.08						0.6	1.04	0.20	(ろ)	(ろ)	
9	X	下層/他柱	2.0 \ 0.0	0.5	2.5	0.5	1.08						0.6	1.04	0.75	(は)	(は)	
13	Y	下層/他柱	0.0 \ 4.0	0.0	4.0	0.5	1.08						0.6	1.04	1.55	(ほ)	(ほ)	
18	X	出隅	0.0 \ 2.0	-0.5	1.5	0.8	1.08	1	出隅	0.0 \ 2.0	0.5	2.5	0.8	1.0	1.04	2.40	無	(と)
18	Y	出隅	2.0 \ 0.0	-0.5	1.5	0.8	1.08	1	出隅	2.0 \ 0.0	0.5	2.5	0.8	1.0	1.04	2.40	無	(と)
19	X	他柱	2.0 \ 4.0	0.5	2.5	0.5	1.08	2	他柱	2.0 \ 2.0	0.0	0.0	0.5	1.6	1.04	-0.25	(い)	(い)
20	X	他柱	4.0 \ 0.0	0.0	4.0	0.5	1.08	3	他柱	2.0 \ 0.0	0.5	2.5	0.5	1.6	1.04	1.95	(ち)	(ち)

10-2 10-7

10-5 10-6 10-8

10-9 10-10 10-11

10-11

■ 使用金物一覧

N値	告示表三	金物名(同等以上)	略称
0	(い)	短ほぞ差し及びかすがい打ち、又はこれらと同等以上の接合金物としたもの	加がイ
~0.65	(ろ)	長ほぞ差し込み栓又はかど金物 CP-L、又はこれらと同等以上の接合金物としたもの	CP-L
~1.0	(は)	山形プレート VP 又はかど金物 CP-T、又はこれらと同等以上の接合金物としたもの	VP
~1.4	(に)	羽子板ボルト又は短冊金物(スクリュー釘なし)、又はこれらと同等以上の接合金物としたもの	SB-F2
~1.6	(ほ)	羽子板ボルト又は短冊金物(スクリュー釘あり)、又はこれらと同等以上の接合金物としたもの	SB-F
~1.8	(へ)	10kN 引き寄せ金物、又はこれらと同等以上の接合金物としたもの	HD-B10
~2.8	(と)	15kN 引き寄せ金物、又はこれらと同等以上の接合金物としたもの	HD-B15
~3.7	(ち)	20kN 引き寄せ金物、又はこれらと同等以上の接合金物としたもの	HD-B20
~4.7	(り)	25kN 引き寄せ金物、又はこれらと同等以上の接合金物としたもの	HD-B25
~5.6	(ぬ)	15kN 引き寄せ金物 × 2、又はこれらと同等以上の接合金物としたもの	HD-B15 × 2
5.6超	(一)		N>5.6

10-1

■ 2階柱頭柱脚金物算定表

10-8 10-9

柱	方向	柱状況	1階					2階					L	2.8/2.7	N	接合金物	
			パターン	補正值	A1	B1	2.9/2.7	柱	柱状況	パターン	補正值	A2				B2	柱頭
1	X	出隅	0.0 \ 2.0	0.5	2.5	0.8	0.4	1.04	1.70	(へ)	無(通し柱)						
1	Y	出隅	2.0 \ 0.0	0.5	2.5	0.8	0.4	1.04	1.70	(へ)	無(通し柱)						
2	X	他柱	2.0 \ 2.0	0.0	0.0	0.5	0.6	1.04	-0.60	(い)	(い)						
3	X	他柱	2.0 \ 0.0	0.5	2.5	0.5	0.6	1.04	0.70	(は)	(と)						
4	Y	他柱	4.0 \ 0.0	0.0	4.0	0.5	0.6	1.04	1.45	(ほ)	(と)						
5	X	他柱	0.0 \ 2.0	0.5	2.5	0.5	0.6	1.04	0.70	(は)	(は)						
6	X	他柱	2.0 \ 0.0	-0.5	1.5	0.5	0.6	1.04	0.15	(ろ)	(ろ)						
7	Y	出隅	2.0 \ 0.0	0.5	2.5	0.8	0.4	1.04	1.70	(へ)	無(通し柱)						
8	Y	他柱	0.0 \ 2.0	0.5	2.5	0.5	0.6	1.04	0.15	(ろ)	(ろ)						

10-2 10-7

10-5 10-6

10-10

10-11

10-11

■ 使用金物一覧

N値	告示表三	金物名(同等以上)	略称
0	(い)	短ほぞ差し及びかすがい打ち、又はこれらと同等以上の接合金物としたもの	加がイ
~0.65	(ろ)	長ほぞ差し込み栓又はかど金物 CP-L、又はこれらと同等以上の接合金物としたもの	CP-L
~1.0	(は)	山形プレート VP 又はかど金物 CP-T、又はこれらと同等以上の接合金物としたもの	VP
~1.4	(に)	羽子板ボルト又は短冊金物(スクリュー釘なし)、又はこれらと同等以上の接合金物としたもの	SB-F2
~1.6	(ほ)	羽子板ボルト又は短冊金物(スクリュー釘あり)、又はこれらと同等以上の接合金物としたもの	SB-F
~1.8	(へ)	10kN 引き寄せ金物、又はこれらと同等以上の接合金物としたもの	HD-B10
~2.8	(と)	15kN 引き寄せ金物、又はこれらと同等以上の接合金物としたもの	HD-B15
~3.7	(ち)	20kN 引き寄せ金物、又はこれらと同等以上の接合金物としたもの	HD-B20
~4.7	(り)	25kN 引き寄せ金物、又はこれらと同等以上の接合金物としたもの	HD-B25
~5.6	(ぬ)	15kN 引き寄せ金物 × 2、又はこれらと同等以上の接合金物としたもの	HD-B15 × 2
5.6超	(一)		N>5.6



(10) 柱頭柱脚金物算定

チェックリスト



根拠条文	番号	明示すべき事項	第3章 該当ページ
柱頭柱脚の接合金物 (N 値計算法) (法第 20 条、令第 3 章第 3 節、令第 47 条第 1 項) 明示すべき事項：令第 47 条第 1 項に規定する基準への適合性審査に必要な事項 規則第 1 条の 3 第 1 項 表 2 によれば、柱頭柱脚の接合金物 (N 値計算法) に関する明示すべき事項については「令第 47 条第 1 項に規定する基準への適合性審査に必要な事項」と示されているため、具体的に必要な記載事項については、参考までに右に示します。また、構造関係規定の詳細については第 3 章の該当ページを示しますので、参考してください。	10-1	<input type="checkbox"/> N 値計算表 (各階)	⇒ P100
	10-2	<input type="checkbox"/> 対象となる柱の位置と計算表の対応	
	10-3	<input type="checkbox"/> 耐力壁の壁倍率	
	10-4	<input type="checkbox"/> 耐力壁の種類と配置	
	10-5	<input type="checkbox"/> 壁倍率の差 (A1、A2)	
	10-6	<input type="checkbox"/> 補正值 (筋かいの場合)	
	10-7	<input type="checkbox"/> 出隅柱の判別	
	10-8	<input type="checkbox"/> 周辺部材の押さえ効果を表す係数 (B1、B2)	
	10-9	<input type="checkbox"/> 鉛直荷重による押さえ効果を表す係数 (L)	
	10-10	<input type="checkbox"/> 決定 N 値	
	10-11	<input type="checkbox"/> N 値に応じた接合金物の仕様	



(10) 柱頭柱脚金物算定

チェックリスト



(チェックリスト P55 再掲)

根拠条文	番号	明示すべき事項	第3章 該当ページ
柱頭柱脚の接合金物 (N 値計算法) (法第 20 条、令第 3 章第 3 節、令第 47 条第 1 項) 明示すべき事項：令第 47 条第 1 項に規定する基準への適合性審査に必要な事項 規則第 1 条の 3 第 1 項 表 2 によれば、柱頭柱脚の接合金物 (N 値計算法) に関する明示すべき事項については「令第 47 条第 1 項に規定する基準への適合性審査に必要な事項」と示されているため、具体的に必要な記載事項については、参考までに右に示します。また、構造関係規定の詳細については第 3 章の該当ページを示しますので、参考してください。	10-1	<input type="checkbox"/> N 値計算表 (各階)	⇒ P100
	10-2	<input type="checkbox"/> 対象となる柱の位置と計算表の対応	
	10-3	<input type="checkbox"/> 耐力壁の壁倍率	
	10-4	<input type="checkbox"/> 耐力壁の種類と配置	
	10-5	<input type="checkbox"/> 壁倍率の差 (A1、A2)	
	10-6	<input type="checkbox"/> 補正值 (筋かいの場合)	
	10-7	<input type="checkbox"/> 出隅柱の判別	
	10-8	<input type="checkbox"/> 周辺部材の押さえ効果を表す係数 (B1、B2)	
	10-9	<input type="checkbox"/> 鉛直荷重による押さえ効果を表す係数 (L)	
	10-10	<input type="checkbox"/> 決定 N 値	
	10-11	<input type="checkbox"/> N 値に応じた接合金物の仕様	

(3) 構造の安全性を確認するチェックリスト

構造の安全性のチェックの内容は、下表のとおりです。各内容の詳細は本書の解説を参照してください。

また、表中の「ただし書き」の内容は本書では解説していませんので、P.170の図書を参考にしてください。

表3-1 構造の安全性を確認するチェックリスト

確認項目	確認内容	根拠法令等	解説
1 壁量の確保 (壁量基準)	<input type="checkbox"/> 階ごと、方向ごとに、存在壁量が地震力及び風圧力に対する必要壁量以上であることを確認	令第46条 第1項 第4項	P.82
2 壁配置のバランス (四分割法)	<input type="checkbox"/> 四分割法により耐力壁・準耐力壁等の配置のバランスを確認 <input type="checkbox"/> ただし書きによる構造計算	令第46条 第4項	P.96
3 柱頭・柱脚の接合方法	<input type="checkbox"/> 耐力壁・準耐力壁等が取り付いている柱の柱頭・柱脚は、発生する応力に耐えられる接合方法 (平12建告第1460号) <input type="checkbox"/> N値計算法 <input type="checkbox"/> 告示の仕様 <input type="checkbox"/> ただし書きによる構造計算	令第47条 第1項	P.100
4 柱の小径等	<input type="checkbox"/> 柱の小径は横架材相互間の垂直距離×算定式による割合以上 <input type="checkbox"/> ただし書きによる構造計算	令第43条 第1項	P.108
	<input type="checkbox"/> 柱の有効細長比が150以下	令第43条 第6項	P.112
	<input type="checkbox"/> 柱の断面積の1/3以上を欠き取る場合には金物等により補強	令第43条 第4項	P.114
	<input type="checkbox"/> 2階建ての隅柱または隅柱に準ずる柱は通し柱、または同等以上の補強	令第43条 第5項	P.114
5-1 基礎の仕様	<input type="checkbox"/> 基礎の構造方法・地盤の種類等を設計図書に明示	規則第1条の3表2	P.115
	<input type="checkbox"/> 地耐力(地盤の長期許容応力度)に応じた基礎構造を選択 <input type="checkbox"/> 布基礎 <input type="checkbox"/> ベタ基礎 <input type="checkbox"/> 基礎くい <input type="checkbox"/> ただし書き	令第38条	P.117
	<input type="checkbox"/> 基礎構造ごとに定められた仕様 <input type="checkbox"/> 構造計算	令第38条 令第38条 第4項	P.117
5-2 屋根ふき材等の緊結	<input type="checkbox"/> 屋根ふき材や外装材等は、風や地震などの震動や衝撃によって脱落しないように固定	令第39条	P.121
5-3 土台と基礎の緊結	<input type="checkbox"/> 1階柱の下部には土台を設置 <input type="checkbox"/> ただし書き	令第42条 第1項	P.122
	<input type="checkbox"/> 土台を基礎に緊結 <input type="checkbox"/> ただし書き	令第42条 第2項	P.122
5-4 横架材の欠込み	<input type="checkbox"/> はりやけたの中央部付近の下側に耐力上支障のある欠込みをしない	令第44条	P.123
5-5 筋かいの仕様	<input type="checkbox"/> 引張り筋かいは厚さ1.5cm以上幅9cm以上の木材、径9mm以上の鉄筋等を使用。圧縮筋かいは厚さ3cm以上幅9cm以上の木材等を使用	令第45条 第1項 第2項	P.124
	<input type="checkbox"/> 筋かい端部の仕様の選択 (平12建告第1460号第1号)	令第45条 第3項 令第47条 第1項	P.125
	<input type="checkbox"/> 筋かいに欠込みをしない(ただし、筋かいをたすき掛けが必要な補強を行ったときはこの限りでない)	令第45条 第4項	P.126
5-6 火打材等の設置	<input type="checkbox"/> 床組及び小屋ばり組の隅角部には、火打材等を設置(または構造用合板直張り等による剛床仕様) <input type="checkbox"/> ただし書きによる構造計算	令第46条 第3項	P.127
	<input type="checkbox"/> 小屋組には小屋筋かい、雲筋かいなどの振れ止めを設置 <input type="checkbox"/> ただし書きによる構造計算	令第46条 第3項	P.128
5-7 部材の品質と耐久性の確認	<input type="checkbox"/> 構造耐力上主要な部分には腐食・腐朽・摩損しにくい材料、有効なさび止め・防腐・摩損防止措置をした材料を使用	令第37条	P.130
	<input type="checkbox"/> 構造耐力上主要な部分には、節・腐れ・繊維の傾斜・丸身等による耐力上の欠点がない木材を使用	令第41条	P.130
	<input type="checkbox"/> 外壁のうち、軸組が腐りやすい構造(鉄網モルタル塗り等)の下部には、防水紙等を使用	令第49条 第1項	P.131
	<input type="checkbox"/> 柱、筋かい及び土台のうち、地面から1m以内の部分に防腐措置を行い、必要に応じて防蟻措置	令第49条 第2項	P.131
5-8 指定建築材料のJIS・JAS等への適合	<input type="checkbox"/> 指定建築材料がJIS・JAS等に適合	法第37条	P.132

(4) 参考文献

本章では、建築基準法に基づき、構造の安全性を確認する方法と壁量基準等の改正内容の解説を行います。壁量基準(壁量基準等の改正内容を除く)やN値計算法などの詳細については、P.170の文献を参考にしてください。

(5) 本章の見方

法令等に定められている事項を、**水色の枠**内に表現しています。

建築基準法で定められている地震力及び風圧力に対する必要な壁の量(必要壁量)を、計画している耐力壁・準耐力壁等の量(存在壁量)が上回っていることを、階ごと、方向ごとに確認します。

[昭56年建告第1100号]

当該既定の法令等の番号を示しています

配慮事項や参考情報は、**角が丸いグレーの枠**内に表現しています。

参考：オーバーハングや大きな吹抜けのある場合の床面積の考え方

必要壁量を算出する際の床面積は、建築基準法上の床面積ですが、オーバーハングや大きな吹抜けがある場合には、次のような配慮が望まれます。



(6) 壁量基準等の改正の概要

省エネ化等による建築物の重量化等に対応するため、壁量や柱の小径の基準を改正します。本書で対象としている2階建て、階高3.5 m以下の木造軸組構法の住宅における改正概要や支援ツールを紹介します。

① 壁量基準の改正

●仕様の実態に応じて必要壁量を算定します

従来は、いわゆる「軽い屋根」「重い屋根」といわれる2つの区分に応じて、地震力に対する必要壁量を算定していました。

改正後の壁量基準では、建築物の荷重の実態に応じて、算定式により、地震力に対する必要壁量を算定します。太陽光発電設備等を設置する場合は、その荷重を考慮します。

●地震力に対する床面積あたりの必要壁量を算定するための支援ツールを活用できます

表3-2 地震力に対する床面積あたりの必要壁量を算定する2つの支援ツール

方法	概要
A 早見表	住宅の仕様等に対応した早見表の中から、計画している住宅の条件に適合する早見表を選択し、その表から床面積あたりの必要壁量を選択します。
B 表計算ツール	表計算プログラム上で、A 早見表よりも詳細な情報を、入力または選択することで、床面積あたりの必要壁量が自動計算されます。 A 早見表よりも精緻な算定が可能です。

●準耐力壁等を存在壁量に算入することができます

準耐力壁等（耐力壁としての仕様を満たしていないが、一定の耐力を期待できる壁）を存在壁量に算入することができます。

② 柱の小径の基準の改正

●仕様の実態に応じて柱の小径を算定します

壁量基準と同様に、建築物の荷重の実態に応じて、算定式により、柱の小径の最小寸法や柱の負担可能な床面積を算定します。

●柱の小径を算定するための支援ツールを活用できます

表3-3 柱の小径を算定する2つの支援ツール

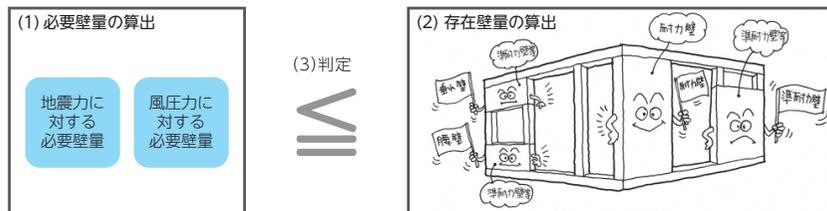
方法	概要
A 早見表	住宅の仕様等に対応した早見表の中から、計画している住宅の条件に適合する早見表を選択し、その表から柱の小径を選択します。
B 表計算ツール	表計算プログラム上で、A 早見表よりも詳細な情報を、入力または選択することで、柱の小径の最小寸法が自動計算されます。 A 早見表よりも精緻な算定が可能です。 また、柱の小径に応じて柱の負担可能な床面積についても、自動計算が可能です。

2. 壁量の確保（壁量基準）



建築基準法で定められている地震力及び風圧力に対する必要な壁の量（必要壁量）を、計画している耐力壁・準耐力壁等の量（存在壁量）が上回っていることを、階ごと、方向ごとに確認します。

[昭56年建告第1100号]



(1) 地震力に対する必要壁量の算出

① 地震力に対する必要壁量の算出方法

床面積から、各階の地震力に対する必要壁量を算出します。

$$\text{地震力に対する必要壁量 (cm)} = \text{各階の床面積 (㎡)} \times \text{床面積あたりの必要壁量 (cm/㎡)}$$

ここでいう各階の床面積とは、令第2条に定める床面積を指します。（床面積に関する配慮事項は P.86 参照）

② 床面積あたりの必要壁量

床面積あたりの必要壁量を算定するための支援ツールとして、方法 A 早見表と方法 B 表計算ツールが用意されています。各方法の概要は P.81 の表3-2のとおりです。

③ 風圧力に対する必要壁量の算出

①で算出した見付け面積 × ②で選択した値 = 風圧力に対する必要壁量です。

風圧力に対する必要壁量は、X方向・Y方向それぞれで算出します。

この時、妻側(Y方向)の面が受ける風圧力を支えるのは、**桁行方向(X方向)の耐力壁**であることに注意が必要です。

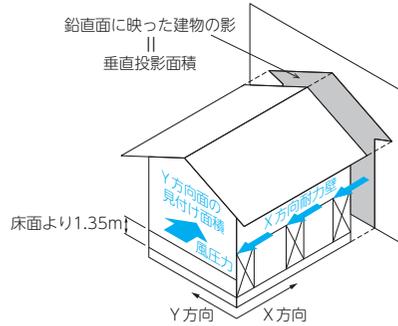


図 3-7 風圧力と耐力壁

(3) 必要壁量の決定

各階・各方向の地震力に対する必要壁量と、風圧力に対する必要壁量を比較して、大きい値を必要壁量とします。

●作成例における必要壁量

表3-5 作成例における必要壁量

階・方向	地震力に対する床面積当たりの必要壁量			風圧力に対する見付け面積当たりの必要壁量			必要壁量の決定			
	床面積 (㎡)	係数 (cm/㎡)	必要壁量 (cm)	見付け面積 (㎡)	係数 (cm/㎡)	必要壁量 (cm)	地震力 (cm)	記号	風圧力 (cm)	必要壁量 (cm)
2階X方向	53.00	27	1,431.00	19.04	50	952.00	1,431.00	>	952.00	1,431.00
2階Y方向			1,431.00			952.00				
1階X方向	69.23	39	2,699.97	51.05	50	2,552.50	2,699.97	>	2,552.50	2,699.97
1階Y方向			2,699.97			2,051.00				

作成例の場合、2階X・Y方向、1階Y方向は地震力、1階X方向は風圧力に対する必要壁量が大きいので、各々大きい方の必要壁量を採用します。

(4) 存在壁量の算出

平面図から、耐力壁・準耐力壁等の壁倍率と長さを拾い出し、各階・各方向の存在壁量を算出します。

$$\text{存在壁量 (cm)} = \{ \text{耐力壁・準耐力壁等の壁倍率} \times \text{耐力壁・準耐力壁等の長さ (cm)} \} \text{の合計 (cm)}$$

① 耐力壁の種類と壁倍率

耐力壁の種類と壁倍率は昭56年建設第1100号に示されています。

耐力壁を使用する場合は、耐力壁ごとに指定されている面材や筋かいの種類、規格、面材厚さ、くぎの種類、くぎの間隔等を守ることが必要です。

このほかに、大臣認定を取得した耐力壁もあり、仕様・壁倍率は認定内容によります。大臣認定耐力壁には適用範囲(使用できる条件等)がありますので、注意してください。

同じ壁に複数の仕様が併用されている耐力壁では、その壁倍率を合算することができます(例: 2.0倍の片筋かい耐力壁と2.5倍の構造用合板を合わせて4.5倍)。ただし、合算した場合の上限は7倍です。

耐力壁の例を表3-6に示します。その他の耐力壁は、P.137を参照してください。

表3-6 耐力壁の種類 (昭56年建設第1100号より)

	軸組の種類		倍率
	種類	筋かい	
(四)	厚さ45mm以上で幅90mm以上の木材の筋かいを入れた軸組	筋かい 45×90以上	2.0

	材料	繋結の方法			
		くぎ又はねじの種類	くぎ又はねじの間隔	倍率	
(四)	面材張り大壁 間柱 受け材	構造用合板(合板の日本農林規格に規定するもの(屋外壁等に用いる場合は特類に限る。))で、厚さが5mm(屋外壁等においては、表面単板をフェノール樹脂加工した場合又はこれと同等以上の安全上必要な耐候措置を講じた場合を除き、7.5mm)以上のものに限る。	N50 NZ50	150mm以下	2.5

各階・各方向において、準耐力壁等の存在壁量が必要壁量の1/2以下であることを確認します。

表3-11 準耐力壁等の必要壁量に対する割合の確認

階・方向	必要壁量 (cm)	存在壁量 (準耐力壁等) (cm)	B/A	判定
	A	B	C	
2階 X方向	1,431.00	363.55	0.26	OK
2階 Y方向	1,431.00	384.93	0.27	OK
1階 X方向	2,699.97	286.65	0.11	OK
1階 Y方向	2,699.97	552.83	0.21	OK

(5) 壁量の判定

各階・各方向で、必要壁量 ≤ 存在壁量 であることを確認します。

一つでも不適合の場合は、耐力壁・準耐力壁等の量と配置を見直し、再計算を行い確認します。

●作成例における壁量の判定

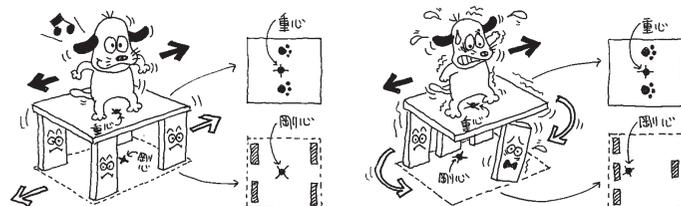
表3-12 壁量判定 (必要壁量検討方法：A 早見表)

階・方向	地震力に対する床面積当たりの必要壁量		風圧力に対する見付け面積当たりの必要壁量			必要壁量の決定			存在壁量 (cm)	壁量判定 必要壁量 ≤ 存在壁量		
	床面積 (㎡)	係数 (cm/㎡)	必要壁量 (cm)	見付面積 (㎡)	係数 (cm/㎡)	必要壁量 (cm)	地震力 (cm)	記号			風圧力 (cm)	必要壁量 (cm)
2階 X方向	53.00	27	1,431.00	19.04	50	952.00	1,431.00	>	952.00	1,431.00	2,456.55	OK
2階 Y方向			1,431.00	19.04		952.00	1,431.00	>	952.00	1,431.00	2,750.93	OK
1階 X方向	69.23	39	2,699.97	51.05	50	2,552.50	2,699.97	>	2,552.50	2,699.97	4,381.65	OK
1階 Y方向			2,699.97	41.02		2,051.00	2,699.97	>	2,051.00	2,699.97	4,556.83	OK

・風圧力の区分：一般地域
 ・各階ごとに、X方向、Y方向のそれぞれについて、CとFを比較して、大きい方をこの建築物の必要壁量として採用します。
 ・地震力の必要壁量は、「地盤割増」を含む(地盤割増:1.0)

第3章 構造関係規定の解説

3. 壁配置のバランス (四分割法)



四分割法によって、耐力壁の配置のバランスを確認します。

[令第46条第4項、昭56建告第1100号]

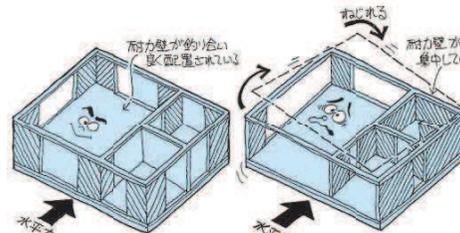
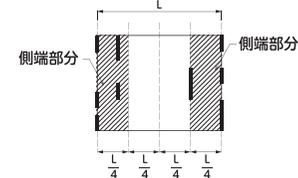


図 3-13 耐力壁の偏りによる建築物のねじれ

耐力壁の配置が偏っていると、地震力や風圧力が加わったときに、建築物がねじれて耐震性が損なわれます。壁配置のバランスを確認する方法として、昭56年建告第1100号第4に「四分割法」が定められています。

- (1) 側端部分の必要壁量の算出
各階・各方向の側端部分について、地震力に対する必要壁量を算出
- (2) 側端部分の存在壁量の算出
- (3) 壁量充足率と壁率比の算出
- (4) バランスの判定
A 各階・各方向の壁量充足率 > 1.0
B 各階・各方向の壁率比 ≥ 0.5
A Bどちらか満たせばOK

●側端部分とは？
・建築物の平面を1/4ごとに区切った両端



●壁量充足率とは？
・側端部分の存在壁量が必要壁量に対してどの程度足りているか

$$\text{壁量充足率} = \frac{\text{存在壁量}}{\text{必要壁量}}$$

●壁率比とは？
・壁量がどの程度偏っているか

$$\text{壁率比} = \frac{\text{壁量充足率の小さい側}}{\text{壁量充足率の大きい側}}$$

図 3-14 四分割法の流れ

(4) バランスの判定

- A 各階・各方向の側端部分の壁量充足率 > 1.0
 B 各階・各方向の側端部分の壁率比 ≥ 0.5 } どちらかを満たせば適合です。

●作成例における2階Y方向のバランスの判定

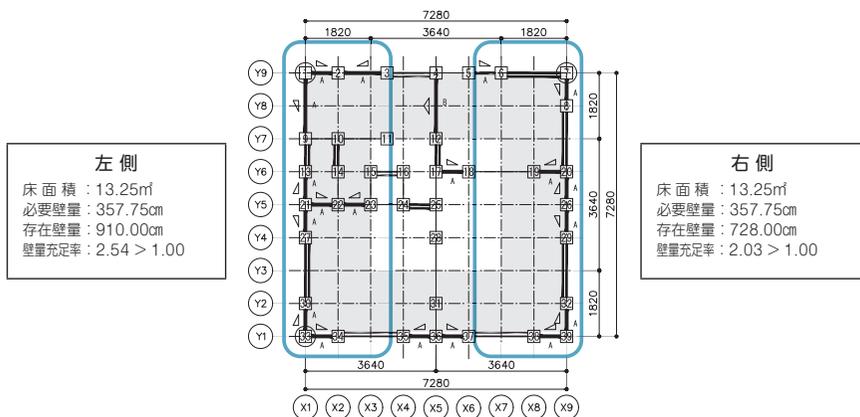


図 3-16 2階Y方向のバランス判定

表 3-13 四分割法判定

階	方向	位置	有効面積 (m ²)	壁量係数 (cm/m ²)	地盤割増	必要壁量 (cm)	存在壁量 (cm)	壁量充足率	壁量充足率判定	壁量充足率が NG の場合のみ	
			①	②	③	④=①×②×③	⑤	⑥=⑤÷④	⑦=⑥小÷⑥大	⑦≥0.5	
2	X	上	13.25	27	1.0	357.75	637.00	1.78	OK	(0.87)	(OK)
		下	13.25	27	1.0	357.75	728.00	2.03	OK		
	Y	左	13.25	27	1.0	357.75	910.00	2.54	OK	(0.79)	(OK)
		右	13.25	27	1.0	357.75	728.00	2.03	OK		
1	X	上	11.68	20(*)	1.0	233.60	455.00	1.95	OK	(0.72)	(OK)
		下	19.88	39	1.0	775.32	1,092.00	1.41	OK		
	Y	左	13.25	39	1.0	516.75	1,456.00	2.82	OK	(0.83)	(OK)
		右	19.88	39	1.0	775.32	1,820.00	2.35	OK		

・壁量係数欄の(*)は2階が乗らない領域のため平屋の係数を用いたことを表します。
 ・壁比率判定は、壁量充足率が全てOKの場合記入不要ですが、参考として()を付けて記入しています。

作成例では、2階の左右の壁量充足率がそれぞれ1.0を上回っているため、判定が「適合」となります。

仮に左右のどちらかの壁量充足率が1.0以下となった場合でも、左右の壁率比が0.5以上であれば「適合」となります。

第3章 構造関係規定の解説

4. 柱頭・柱脚の接合方法



耐力壁・準耐力壁等が取り付けられている柱の柱頭・柱脚は、発生する応力に耐えられる接合方法とします。

[令第47条第1項、平12建告第1460号]

柱頭・柱脚の接合方法の選択には、

- ① N値計算法
- ② 告示(平12建告第1460号第2号イ)の仕様

の2つの方法があります。

① N値計算法は、簡単な計算が必要ですが、実際の引き抜き力に見合った接合金物を選択できます。

② 告示の仕様は、計算は不要ですが、①よりも耐力にゆとりを持った接合金物を選択することになります。また、階高は3.2m以下に限られます。

本章では、① N値計算法の概要を紹介し、② 告示の仕様による方法の解説を行います。

なお、接合金物は、性能や品質が明らかな金物を使用する必要があります。具体的には、Zマーク金物や同等認定金物等を用いることが必要です。

(1) N 値計算法の概要

柱頭・柱脚の接合部の仕様を選択方法として、平12 建告第1460 号に位置づけられている告示の仕様のほかに、算定式(通称「N 値計算法」)による方法があります。

N 値とは、壁倍率等に応じて接合部に必要となる「引き抜きの強さ」を示す数値です。以下に N 値計算法の概要を示します。詳細については「木造軸組構法住宅の構造計画」、「ひとりで学べる木造の壁量設計演習帳」、「建築物の構造関係技術基準解説書」等を参考にしてください。

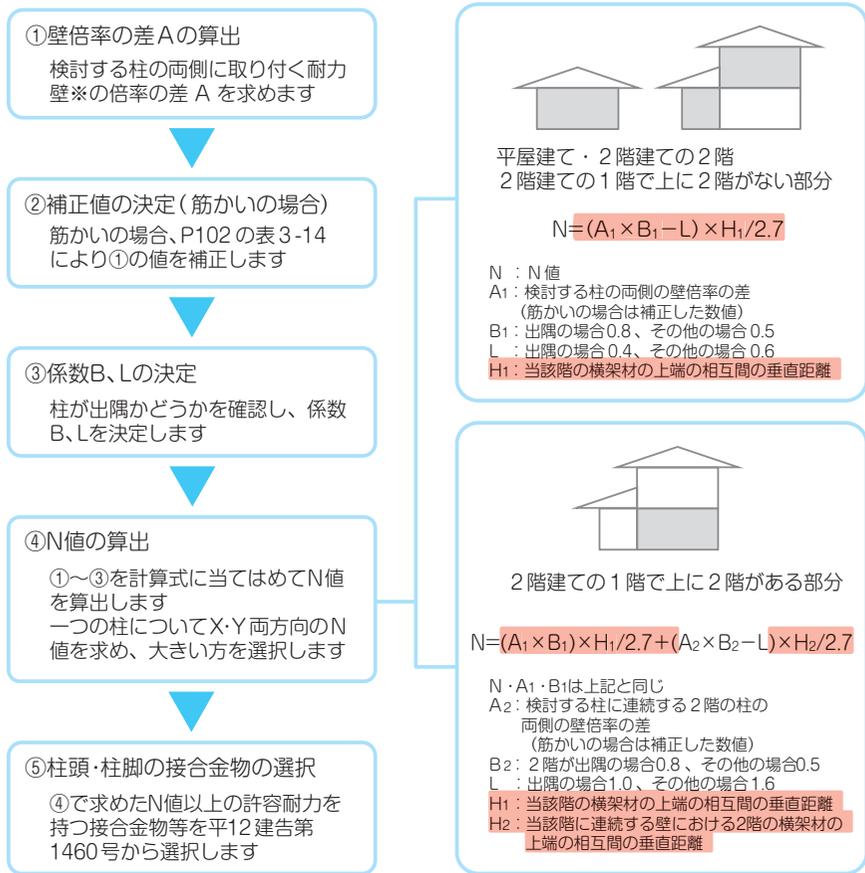


図 3-19 N 値計算法の流れと計算式

※本書の適用範囲では、準耐力壁等の倍率を0としてN 値計算を行うことができます。ただし、存在壁量に算入した準耐力壁等のうち、壁倍率(複数の準耐力壁等を併用する場合は、準耐力壁等の壁倍率の合計)が1.5 倍を超える準耐力壁等は、当該準耐力壁等の倍率を用いてN 値計算を行う必要があります。

(2) 告示の仕様による方法の解説

図3-20の部位に応じて、表3-15、3-16 から接合部の仕様を選択します。

[平12 建告第1460 号]

告示の仕様による場合、階高は3.2 m以下に限られます。階高が3.2 mを超える場合は、N 値計算または構造計算を行ってください。

接合方法は、次の3つの組合せで決められています。

- ①柱に取り付いている耐力壁・準耐力壁等の壁倍率の大きさ
- ②2階建ての1階にある柱か? 平屋または2階建ての2階にある柱か?
- ③出隅の柱か? それ以外の柱か?

①は壁倍率が大きいほど高耐力の接合方法となります。また、②は2階よりも1階の柱、③は出隅の柱の方が、高耐力の接合方法となります。

なお、準耐力壁等の扱いについては、N 値計算法と同じです。P.101 を参照してください。

柱の柱頭・柱脚の接合方法は、軸組(耐力壁・準耐力壁等)の種類と柱の位置に応じて、表3-15 から選択します。

柱の位置(出隅、平部等)は、図3-20を参照してください。

表3-15の(い)から(ぬ)の接合部の仕様は、表3-16を確認してください。

なお、柱頭と柱脚は、同じ耐力の金物を使用します。

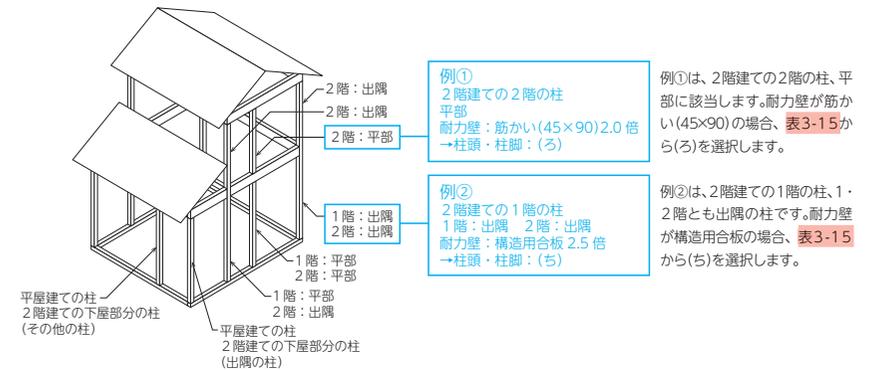


図 3-20 出隅と平部

第3章 構造関係規定の解説

5. 柱の小径等

(1) 柱の小径

柱の小径が、横架材相互間の垂直距離に応じて、算定式による割合以上であることを確認します。

ただし、面材（構造用合板、せっこうボード等）が取り付け方向については、柱の小径の確認は不要です。

[令第43条第1項、平12年建告第1349号]

柱の小径とは、柱の断面寸法のことをいいます。

柱は細長いほど座屈しやすくなるため、柱の小径の最低限度等が定められています。

横架材相互間の垂直距離とは、2階建ての場合、土台の上端から2階床ばり・胴差の下端までの寸法、2階床ばり・胴差の上端から小屋ばり・軒げたの下端までの寸法をいいます。

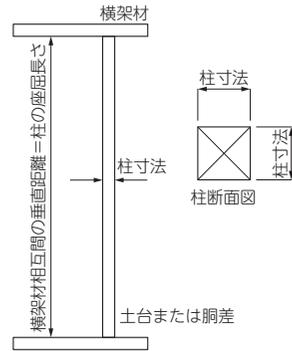


図 3-22 柱の断面と長さ

柱の座屈の検討に際し、面材（構造用合板、せっこうボード等）が取り付け方向については、面材の拘束効果が期待できるため、柱の小径の確認は不要です。

柱の小径の最小寸法を算定するための支援ツールとして、方法A 早見表と方法B 表計算ツールが用意されています。各方法の概要はP.81の表3-3のとおりです。

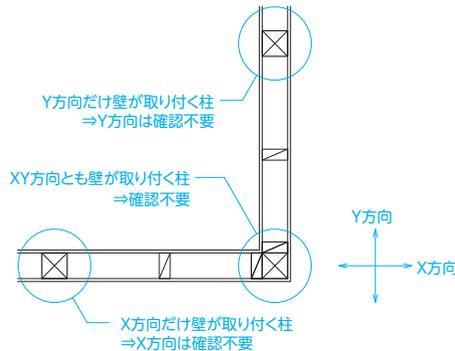


図 3-23 面材の拘束効果

方法A 早見表

P.83 で選択した早見表の中から、横架材相互間の垂直距離に対する柱の小径の割合を選択します。

- 手順1：早見表の中から、計画している住宅の条件に適合する早見表を選択します
- ・太陽光発電設備等の有無
 - ・1・2階の階高
 - ・床面積比（1階の床面積に対する2階の床面積の比）

試験No.	32
ver1.0	

1. 基本情報

項目	値	入力の注意点等
2階階高	2.9 m以下	2階床・軒上端～2階床床土上端までの距離
1階階高	3.0 m以下	1階土台土上端～2階床床土上端までの距離
標準せん断力係数 C_d	0.2	軟弱地盤であるとして行政庁が0.3と指定している場合は下記の床面積に乘じる係を1.5倍すること（不明な場合は特定行政庁に確認）
太陽光発電設備等	なし	全室数倍 床面積当たりの荷重260(N/m ²)を想定
床面積比	60/100以上 80/100未満	2階の床面積/1階の床面積（小屋裏面積を含む）
柱の仕様	すぎ、無等級材	すぎ、無等級材（平成12年建設省告示第1452号第5号）を前提として算定。

2. 単位面積当たりの必要壁量 L_w (単位 cm/m^2)と柱の小径 d_c (mm)の早見表

屋根と外壁の仕様	単位面積当たりの必要壁量 L_w (単位 cm/m^2)						柱の必要小径 d_c (mm)					
	令第46条第4項、昭36建各第1100号第三			令第43条第1項、第6号、平12建告第1349号第一第二項			平屋		1階		2階	
	平屋	1階	2階	平屋	1階	2階	d_c/A^*	d_c (mm)	d_c/A^*	d_c (mm)	d_c/A^*	d_c (mm)
瓦屋根（ふき土組）	土塗り壁等	23	45	31	1/32	90	1/24	120	1/31	131	90	
瓦屋根（ふき土組）	モルタル等	22	44	30	1/32	90	1/24	120	1/31	131	90	
瓦屋根（ふき土組）	サイディング	20	39	27	1/32	90	1/27	105	1/31	131	90	
瓦屋根（ふき土組）	金属板張	20	37	26	1/32	90	1/27	105	1/31	131	90	
瓦屋根（ふき土組）	下見板張	19	35	25	1/32	90	1/27	105	1/31	131	90	
スレート屋根	土塗り壁等	20	42	27	1/32	90	1/24	120	1/31	131	90	
スレート屋根	モルタル等	19	41	26	1/32	90	1/24	120	1/31	131	90	
スレート屋根	サイディング	17	36	23	1/32	90	1/27	105	1/31	131	90	
スレート屋根	金属板張	17	34	23	1/32	90	1/27	105	1/31	131	90	
スレート屋根	下見板張	16	32	21	1/32	90	1/27	105	1/31	131	90	
金属板ぶき	土塗り壁等	16	39	23	1/32	90	1/24	120	1/31	131	90	
金属板ぶき	モルタル等	16	37	22	1/32	90	1/27	105	1/31	131	90	
金属板ぶき	サイディング	14	32	19	1/32	90	1/27	105	1/31	131	90	
金属板ぶき	金属板張	13	31	18	1/32	90	1/27	105	1/31	131	90	
金属板ぶき	下見板張	12	28	17	1/32	90	1/27	105	1/31	131	90	

- 手順2：計画している住宅の仕様に該当するものを選択します
- ・屋根：瓦屋根、スレート屋根、金属板ぶき
 - ・外壁：土塗り壁等、モルタル等、サイディング、金属板張、下見板張

手順3：住宅の階数に応じて、柱の小径の割合を選択します。

図 3-24 早見表の例と使用手順

方法 B 表計算ツール

表計算ツール上で必要な情報を入力または選択すると、柱の小径の最小寸法や柱の負担可能な床面積が自動計算されます。表計算ツールの詳細については、表計算ツールのマニュアルを参照してください。

表計算ツールには3とおりの算定方法があり、それぞれの概要を紹介します。

①算定式と有効細長比により柱の小径を求める方法

入力欄に必要な事項を入力または選択すると、柱の小径の最小寸法が表示されます。この方法（表計算ツールの2-1）では、柱はすぎの無等級材として算定されます。

入力欄に必要な事項を入力または選択します

作成日	年 月 日	物件名		
設計事務所名		作成者	建築士の種類	

※使い方：灰色の枠に必要な事項を入力すると青色の枠に結果が出力されます。

1. 階の床面積に乘ずる数値(単位 cm²/m²) (令第46条第4項)

項目	入力欄	入力の注意点等
2階階高(m)	2.90	2階梁・桁上端～2階床梁上端までの距離
1階階高(m)	3.00	1階土台上端～2階床梁上端までの距離
標準せん断力係数C ₀	0.2	軟弱地盤の指定がある場合は0.3(不明な場合は特定行政庁に確認)
2階床面積(m ²)	53	(ここでは小屋裏面積は含めなくともよい。)
1階床面積(m ²)	69	(ここでは小屋裏面積は含めなくともよい。)
屋根の仕様	瓦屋根(ふき土無)	プルダウン選択
外壁の仕様	サイディング	プルダウン選択

2. 柱の小径 (令第43条第1項)

2-1～2-3の3とおりの算出方法があります。

採用する算定方法のタイトルのチェックボックスにをご記入ください。

2-1 算定式と有効細長比より柱の小径を求める場合

階	出力結果	
	$d_e / l \cdot \eta$	柱の小径 d_e (mm以上)
2階	1/34	82
1階	1/27.1	106

柱の小径の必要最小寸法が表示されます

※：柱の必要小径 d_e /格架材間距離/
※：すぎ、無等級材 (平成12年建設省告示第1452号第5号) を前提として算定。

図 3-25 表計算ツールの2-1の例と使用手順

②樹種等を選択して算定式と有効細長比により柱の小径を求める方法

この方法（表計算ツールの2-2）では、柱材の種類（規格・樹種・等級等）を入力して、より実態に合った柱の小径を算出することができます。例えば次の試算例では、柱をすぎ（無等級材）とした場合、1階の柱の小径の最小寸法は106 mmですが、ひのき（無等級材）に変更した場合、最小寸法は103 mmとなります。

2-2 樹種等を選択し、算定式と有効細長比より柱の小径を求める場合

階ごとに①～③の3種類までの柱材が算定できます。

※材料の選択にあたっては、調達可能な材料であることを取引先に事前にご確認ください。

柱材の種類	入力値			出力結果	
	JAS 規格	樹種等	等級等(積層数)	圧縮の基準強度 F_c (N/mm ²)	柱の小径 (mm以上)
①					
1階	①	無等級材	すぎ	17.7	106
	②	無等級材	ひのき	20.7	103
	③			該当なし	
	④	国土交通大臣が基準強度の数値を指定した木材		使用する場合は基準強度を記入	

図 3-26 表計算ツールの2-2の例

③柱の小径に応じて柱の負担可能面積を求める方法

柱の小径を設定し、その柱が負担できる床面積（負担可能面積）を表計算ツールにより算出し、柱が負担している床面積（負担面積）と比較することで、柱の小径の基準への適合性を確認する方法です。

この方法（表計算ツールの2-3）は、柱の小径を大きくすることが難しい際に、柱の数や配置を調整して基準に適合させたい場合に有効です。

例えば以下の試算例では、柱がすぎ（無等級材）105角の場合、1階外周部の柱（外壁面に存する柱）の負担可能面積は4.9 m²、1階内部の柱（外壁に面しない柱）の負担可能面積は6.4 m²となります。

2-3 柱の小径別に柱の負担可能面積を求める場合

階ごとに①、②の2種類までの樹種と等級が選択できます。

数値入力することによって任意の断面寸法を設定することができます。

※材料の選択にあたっては、調達可能な材料であることを取引先に事前にご確認ください。

柱材の種類	入力値			出力結果：柱の負担可能面積 (m ²)					
	JAS 規格	樹種※	等級	圧縮の基準強度 F_c (N/mm ²)	105角 長辺・短辺 (mm)	120角 長辺・短辺 (mm)	任意入力① 長辺 (mm) 短辺 (mm)	任意入力② 長辺 (mm) 短辺 (mm)	
①									
1階 外周部の柱*	①	無等級材	すぎ	17.7	4.9	8.6			
	②			該当なし					
	③	国土交通大臣が基準強度の数値を指定した木材		使用する場合は基準強度を記入	0.0	0.0			
1階 内部の柱	①	無等級材	すぎ	17.7	6.4	11.3			
	②			該当なし					
	③	国土交通大臣が基準強度の数値を指定した木材		使用する場合は基準強度を記入	0.0	0.0			

*外周部の柱とは外壁面に存する柱を指す。内部柱とは外壁に面しない柱を指す。

図 3-27 表計算ツールの2-3の例

6. その他のチェック

(1) 基礎の仕様

① 基礎・地盤の内容の明示

基礎・地盤に関する以下の内容を、設計図書等に明示します。

[規則第1条の3第1項表2]

- ・支持地盤の種類及び位置
- ・基礎の種類
- ・基礎の底部または基礎ぐいの先端の位置
- ・基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出方法
- ・木ぐい及び常水面の位置(木ぐいを有する場合)

上記の内容を設計図書(仕様表等)に明示するか、またはこれらの内容を明示した「基礎・地盤説明書」を申請図書に添付することが必要です。

表3-17 基礎・地盤の内容の明示例

小項目	仕様	備考	
基礎 (令第38条)	支持地盤の種類及び位置	砂質地盤 (GL-0.5m)	
	基礎の種類	べた基礎	
	基礎の底部の位置	地盤面からの深さ: GL-100、 根入れ: GL-300	
	基礎の底部に作用する荷重の数値・算出方法	地盤の許容応力度 30 k N/ ㎡	
	木ぐい及び常水面の位置	対象外(木ぐい無し)	
	鉄筋	主筋: D13、立上り・底盤・ 開口補強筋: D10	フック有
地盤調査 (令第38条)	地盤調査	SWS 試験	SWS 試験結果に基づく地盤調査報告書 (本書では省略)
	地盤改良	該当なし	

(3) 柱の欠き取り

やむを得ず柱の断面積の1/3以上を欠き取る場合には、金物等により補強を行います。
[令第43条第4項]

(4) 通し柱

2階建ての隅柱または隅柱に準ずる柱は、通し柱とします。
ただし、管柱でも、金物により適切に補強した場合には、通し柱とする必要はありません。

[令第43条第5項]

隅柱とは、建築物の各階の入隅・出隅にある柱をいいます。隅柱に準ずる柱とは、ある階では隅柱ではあるが、別の階においては隅柱ではない柱をいいます。

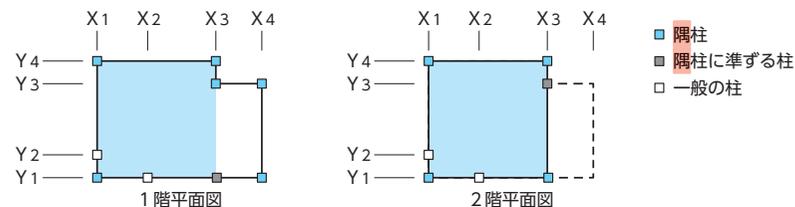


図 3-31 隅柱・隅柱に準ずる柱

管柱を補強する際には、引き抜き力に応じた金物を選択します。

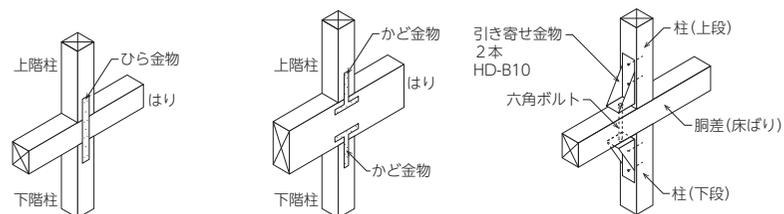


図 3-32 金物による管柱の補強の例

参考：地耐力（地盤の長期許容応力度）の設定

べた基礎、布基礎などの基礎構造を検討する際には、地盤調査等を行い、地耐力（地盤の長期許容応力度）を設定する必要があります。以下に2つの設定方法の概要を紹介します。

●スクリーウエイト貫入試験（SWS 試験）により地耐力を設定する方法

簡易な地盤調査方法であるスクリーウエイト貫入試験（SWS 試験）を行い、以下の平13 国交告第1113 号第2（3）式を用いて地耐力を算出することができます。

なお、液状化のおそれのある地盤や地盤中にSWS 試験で自沈する層がある場合は、建築物の自重による沈下その他の地盤の変形等を考慮して、建築物または建築物の部分に有害な損傷、変形及び沈下が生じないことを確認する必要があります。

$$\text{地盤の長期許容応力度 } q_a = 30 + 0.6 N_{sw} \text{ (kN/m}^2\text{)}$$

N_{sw} ：基礎の底部から下方2 m以内の距離にある地盤のSWS試験における1 mあたりの半回転数（150 を超える場合は150 とする）の平均値（回）

●地盤の種類を確認して地耐力を設定する方法

令第93 条ただし書きにより地盤の種類を確認できた場合、表3-18の地耐力の数値を採用してよいこととなっています。

表3-18 地盤の種類と地耐力（令第93 条）

地盤	地耐力 (kN/m ²)
岩盤	1,000
固結した砂	500
土丹盤	300
密実な礫層	300
密実な砂質地盤	200
砂質地盤（地震時に液状化のおそれのないものに限る）	50
堅い粘土質地盤	100
粘土質地盤	20
堅いローム層	100
ローム層	50

地盤調査の方法や地耐力の設定については、P.170の「ひとりで学べる住宅基礎の構造設計演習帳」等を参考にしてください。

②地耐力に応じた基礎構造の選択

地耐力（地盤の長期許容応力度）に応じた基礎構造を、表3-19から選択します。

[令第38 条、平12 建告第1347 号]

建築基準法では、令第38 条、平12 建告第1347 号において、構造計算を行わない場合の基礎の構造を定めています。

表3-19 地耐力に応じた基礎構造

地耐力 (地盤の長期許容応力度：kN/m ²)	基礎ぐい	べた基礎	布基礎
地耐力 < 20	○	×	×
20 ≤ 地耐力 < 30	○	○	×
30 ≤ 地耐力	○	○	○

本書では、平12 建告第1347 号第1 第1 項第2 号の「地盤の長期許容応力度が70kN/m²以上の場合で、令第42 条第1 項ただし書きの規定により土台を設けない木造建築物等に用いる基礎」、同告示第1 第1 項第3 号の「門、塀その他これらに類するものの基礎」は対象としません。

③布基礎とする場合の仕様

布基礎とする場合は、以下の仕様とします。

[平12 建告第1347 号]

- ・ 一体の鉄筋コンクリートとする。
- ・ 土台の下には、連続した立上り部分を設ける。
- ・ 立上り部分の高さは地上部分で30cm以上、立上り部分の厚さは12cm以上。
- ・ 底盤の厚さは15cm以上、底盤の最小幅は表3-20のとおり。
- ・ 根入れ深さは、24cm以上かつ凍結深度で深（基礎の底部が密実で良好な地盤に達して雨水等の影響を受けるおそれのない場合を除く）。
- ・ 立上り部分の主筋として、径12mm以上の異形鉄筋を、立上り部分の上端及び立上り部分の下部の底盤にそれぞれ1本以上配置し、かつ、補強筋と緊結。
- ・ 立上り部分の補強筋として径9mm以上の鉄筋を30cm以下の間隔で配置。
- ・ 換気口を設ける場合は、その周辺に径9mm以上の補強筋を配置して補強。
- ・ 底盤の幅が24cmを超えるものとした場合には、底盤に、補強筋として径9mm以上の鉄筋を30cm以下の間隔で配置し、底盤の両端に配置した径9mm以上の鉄筋と緊結。

なお、基礎の構造計算を行う場合は、上記の仕様とする必要はありません。

④べた基礎とする場合の仕様

べた基礎とする場合は、以下の仕様とします。

[平12建告第1347号]

- ・ 一体の鉄筋コンクリートとする。
- ・ 土台の下には、連続した立上り部分を設ける。
- ・ 立上り部分の高さは地上部分で30cm以上、立上り部分の厚さは12cm以上、底盤の厚さは12cm以上。
- ・ 根入れ深さは、12cm以上かつ凍結深度以深（基礎の底部が密実で良好な地盤に達して雨水等の影響を受けるおそれのない場合を除く）。
- ・ 立上り部分の主筋として、径12mm以上の異形鉄筋を、立上り部分の上端及び立上り部分の下部の底盤にそれぞれ1本以上配置し、かつ、補強筋と緊結。
- ・ 立上り部分の補強筋として径9mm以上の鉄筋を30cm以下の間隔で配置。
- ・ 底盤の補強筋として径9mm以上の鉄筋を縦横に30cm以下の間隔で配置。
- ・ 換気口を設ける場合は、その周辺に径9mm以上の補強筋を配置して補強。

なお、基礎の構造計算を行う場合は、上記の仕様とする必要はありません。

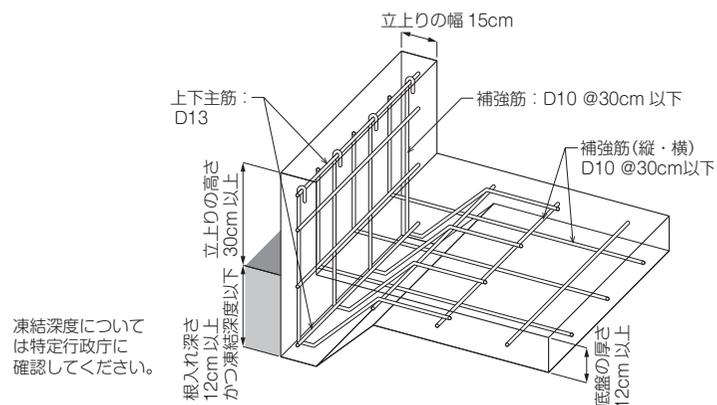


図 3-36 べた基礎の仕様例

立上り及び底盤の補強筋はフック付きの鉄筋か、フック付きと同等以上の性能を有している住宅用ユニット鉄筋等を用いることが必要です。

また、鉄筋のかぶり厚さや定着長さに配慮しましょう。

換気口や人通口まわりの補強例については、P.118を参照してください。

⑤基礎ぐいとする場合の仕様

基礎ぐいとする場合は、以下の仕様とします。

[平12建告第1347号]

- ・ 基礎ぐいは、構造耐力上安全に基礎ぐいの上部を支えるように配置します。
- ・ 建築物の土台の下に、一体の鉄筋コンクリートの基礎ばりを設置します。（ただし平屋建てで延べ面積が50㎡以下のものはこの限りではありません。）
- ・ 基礎ぐいは、表3-21の構造またはこれらと同等以上の支持力を有する構造とします。

なお、基礎の構造計算を行う場合は、上記の仕様とする必要はありません。

表3-21 基礎ぐいの構造

基礎ぐいの構造	仕様
鋼管ぐい	ぐいの肉厚は6mm以上かつ ぐいの直径の1/100以上
場所打ちコンクリートぐい	主筋は異形鉄筋6本以上かつ帯筋と緊結 主筋の鉄筋比0.4%以上
高強度プレストレストコンクリートぐい	JIS A 5337-1995に適合するもの
遠心鉄筋コンクリートぐい	JIS A 5310-1995に適合するもの

参考：地盤補強の方法

地耐力が20kN/㎡未満の場合、基礎ぐいを設ける代わりに地盤補強を行って地耐力を高め、べた基礎や布基礎を採用する方法があります。

以下に、地盤補強方法の一部を紹介します。

①表層地盤改良（浅層混合処理）工法

軟弱な層が地表付近にあり、支持力が不足している場合に、基礎直下から1～2mの厚さで平面状にセメント系の固化材で地盤改良する工法です。改良部の強度は土質に応じて固化材の配合量で調整します。

②柱状地盤改良（深層混合処理）工法

軟弱な層が厚い場合に、杭状に地盤を改良する工法です。一般的には、セメント系の固化材をスラリー状にして地盤中の土と混合攪拌することで地盤中に築造します。改良体の直径は60cm程度で、改良体の底部の支持力と改良体の周面摩擦力によって支持力を確保します。

③小口径鋼管杭工法

軟弱な層が厚い場合、軟弱な層の厚さに差がある場合や支持地盤が傾斜している場合に、支持地盤まで小口径の鋼管を打設する工法です。

地盤補強工法は、（一財）日本建築センターなどの技術審査証明を取得している工法の採用をお勧めします。

また、各工法には適用できる条件が定められていますので、必ず確認してください。

参考：構造用合板等を設ける場合

構造用合板等を設ける場合は、下表の仕様を参考にしてください。

表 3-26 構造用合板等の仕様例

構造用合板等 (火打材と みなす方法)	構造用合板 24mm以上 根太なし、直貼り 4周くぎ打ち、N75@150 以下
	構造用合板 24mm以上 根太なし、直貼り 川の字くぎ打ち、N75@150 以下
	構造用合板 12mm以上又は構造用パネル 1・2 級以上 根太 @340 以下落し込み、N50@150 以下
	構造用合板 12mm以上又は構造用パネル 1・2 級以上 根太 @340 以下半欠き、N50@150 以下
	構造用合板 12mm以上又は構造用パネル 1・2 級以上 根太 @340 以下転ばし、N50@150 以下
	構造用合板 12mm以上又は構造用パネル 1・2 級以上 根太 @500 以下落し込み、N50@150 以下
	構造用合板 12mm以上又は構造用パネル 1・2 級以上 根太 @500 以下半欠き、N50@150 以下

② 小屋組の振れ止めの設置

小屋組には、横倒れを防止するために、小屋筋かい、雲筋かいなどの振れ止めを設置します。

[令第46条第3項]

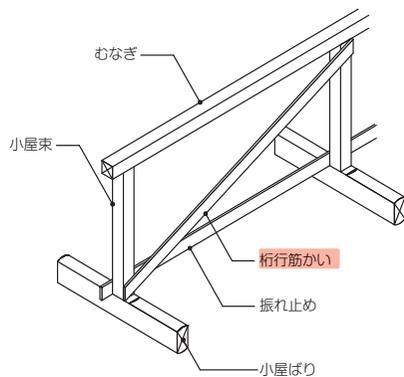


図 3-48 小屋組の構造方法の例

参考：基準風速等に応じた木造小屋組の接合方法

近年の大規模台風により、木造小屋組の被害が多数発生しています。建設地の基準風速や強風の実況に配慮して、小屋組の部位ごとに適切な接合方法を選択する必要があります。

対象となる接合部位は、①たるきともや・軒げた・むなぎ、②小屋束と小屋ばり、③小屋束ともや・むなぎ、④野地板とたるきの4つです。建設地の基準風速、建設地の状況（海岸線から200 mまでの範囲等）に応じて、適切な接合方法を選択します。詳細は、P.170の「木造軸組構法住宅の構造計画」を参考にしてください。

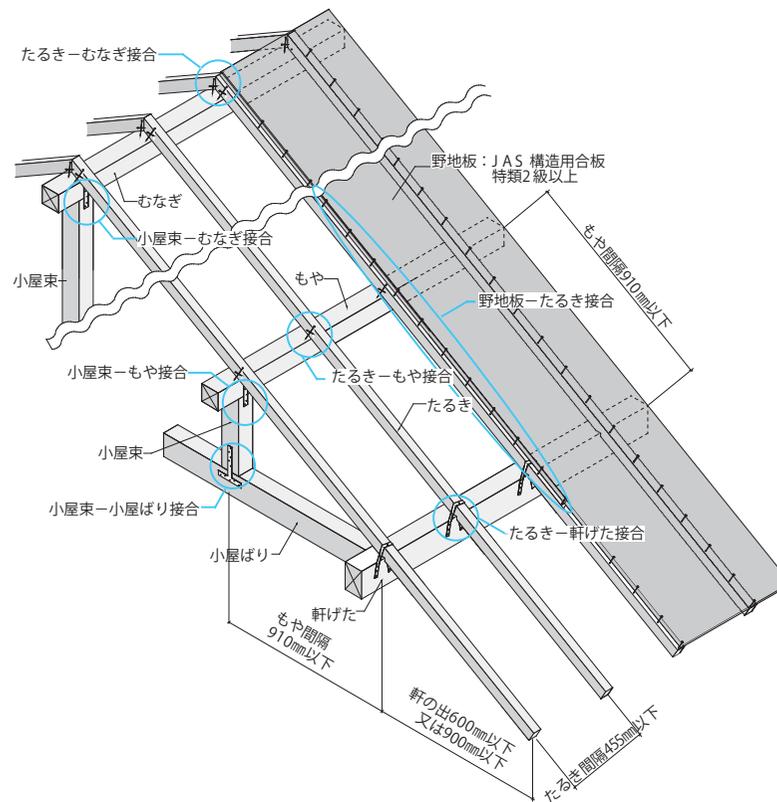


図 3-49 木造小屋組の接合部位

7. 構造安全性の配慮事項

省エネ化等による建築物の重量化等に対応するため、品確法の住宅性能表示制度の「構造の安定に関すること」に定められた下記の4項目について、設計上の配慮を行うことが望まれます。

- (1) 床組等のチェック
- (2) 接合部のチェック
- (3) 基礎のチェック
- (4) 横架材のチェック

P.134～136に、(1)～(4)の4項目の概要を紹介します。

詳細は、P.170の「2022年版 木造住宅のための住宅性能表示」、「ひとりで学べる木造の壁量設計演習帳」等を参考にしてください。

(7) 部材の品質と耐久性の確認

① 構造耐力上主要な部分である壁や柱などの材料

構造耐力上主要な部分である壁や柱などの材料や、その接合部に使用する金物は、腐食・腐朽・摩損しにくい材料やその措置を施した材料を使用します。

[令第37条]

構造耐力上主要な部分とは、基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材等）、床版、屋根版または横架材（はり、桁等）で、建築物の自重もしくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧もしくは水圧または地震その他の震動もしくは衝撃を支えるものをいいます（令第1条第3項）。

② 構造耐力上主要な部分に用いる木材

構造耐力上主要な部分には、節・腐れ・繊維の傾斜・丸身等による耐力上の欠点がない木材を用います。

[令第41条]

構造耐力上主要な部分に用いる木材の品質が令第41条に定められています。ここでいう「耐力上の欠点」とは、使用に耐えられないような欠点であり、耐力上問題とならないような節等については、該当しません。

また、木材の品質等を確認するにあたっては、JAS等が参考になります。

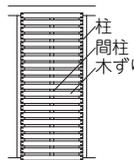
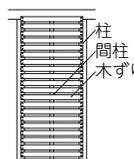
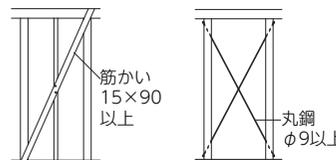
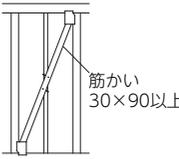
なお、施行規則により、構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質を設計図書（仕様表等）に明示する必要があります。

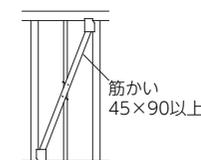
表3 - 27 仕様表への記載例

小項目	仕様	
木材（令第41条）	木材の規格（JAS）または等級	横架材、柱材、筋かい等、その他：無等級材 耐力上の欠点のないこと

8. 構造関係規定に関する参考資料

表 3 - 29 耐力壁の種類(昭56年建告第1100号より)

軸組の種類		倍率
(一)	土塗壁又は木ずりその他これに類するものを柱及び間柱の片面に打ち付けた壁を設けた軸組 	0.5
(二)	木ずりその他これに類するものを柱及び間柱の両面に打ち付けた壁を設けた軸組 	1.0
	厚さ15mm以上で幅90mm以上の木材又は径9mm以上の鉄筋の筋かいを入れた軸組 	
(三)	厚さ30mm以上で幅90mm以上の木材の筋かいを入れた軸組 	1.5

軸組の種類		倍率
(四)	厚さ45mm以上で幅90mm以上の木材の筋かいを入れた軸組 	2.0
(五)	90mm角以上の木材の筋かいを入れた軸組 	3.0
(六)	(二) から (五) までに掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組	(二) から (五) までのそれぞれの数値の2倍 ((五) に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組にあっては、5.0)

土塗り壁	軸組の仕様		中塗り土	塗り厚	倍率
	厚さ15mm以上で幅100mm以上の木材を用いて910mm以下の間隔で、柱との仕口にくさびを設けた貫を3本以上設け、幅20mm以上の割竹又は小径12mm以上の丸竹を用いた間渡し竹を柱及びはり、桁、土台その他の横架材に差し込み、かつ、当該貫にくさびを打ち付け、幅20mm以上の割竹を45mm以下の間隔とした小舞竹又はこれと同等以上の耐力を有する小舞竹を当該間渡し竹にシュロ縄、パーム縄、わら縄その他これらに類するもの締め付け、荒壁土を両面から全面に塗った軸組	(一)	両面塗り	70mm以上	1.5
		(二)	両面塗り	55mm以上	1.0
		(三)	片面塗り	55mm以上	1.0

土塗り壁 垂れ壁仕様	軸組の仕様	軸組の両端の柱		土塗り壁の倍率 *2	倍率
		小径 *1	中心間距離		
	土塗り壁の垂れ壁(当該垂れ壁の上下の横架材の中心間距離が750mm以上であるものに限る。)を設けた軸組	(一)	0.45m 以上 1.5m 未満	0.5 以上 1.0 未満	0.1 を軸組の両端の柱の中心間距離で除した数値
		(二)		1.0 以上 1.5 未満	0.2 を軸組の両端の柱の中心間距離で除した数値
		(三)		1.5 以上 2.0 未満	0.3 を軸組の両端の柱の中心間距離で除した数値
		(四)	1.5m 以上	0.5 以上 2.0 未満	0.1 を軸組の両端の柱の中心間距離で除した数値
		(五)		1.0 以上 1.5 未満	0.2 を軸組の両端の柱の中心間距離で除した数値
		(六)		1.5 以上 2.0 未満	0.3 を軸組の両端の柱の中心間距離で除した数値
		(七)	150mm 以上	0.45m 以上	0.5 以上 1.0 未満
	1.0 以上 1.5 未満	0.2 を軸組の両端の柱の中心間距離で除した数値			
			1.5 以上 2.0 未満	0.3 を軸組の両端の柱の中心間距離で除した数値	

土塗り壁 垂れ壁 + 腰壁仕様	軸組の仕様	軸組の両端の柱		土塗り壁の倍率 *2	倍率	
		小径 *1	中心間距離			
	土塗り壁の垂れ壁(当該垂れ壁の上下の横架材の中心間距離が750mm以上であるものに限る。)及び高さ800mm以上の腰壁を設けた軸組	(一)	130mm 以上 150mm 未満	0.5 以上 1.0 未満	0.2 を軸組の両端の柱の中心間距離で除した数値	
		(二)		1.0 以上 1.5 未満	0.5 を軸組の両端の柱の中心間距離で除した数値	
		(三)		1.5 以上 2.0 未満	0.8 を軸組の両端の柱の中心間距離で除した数値	
		(四)	150mm 以上	0.45m 以上	0.5 以上 1.0 未満	0.2 を軸組の両端の柱の中心間距離で除した数値
		(五)		1.0 以上 1.5 未満	0.5 を軸組の両端の柱の中心間距離で除した数値	
		(六)		1.5 以上 2.0 未満	0.8 を軸組の両端の柱の中心間距離で除した数値	

*1 当該小径が異なる場合にあっては、当該小径のうちいずれか小さいもの
 *2 当該数値が異なる場合にあっては、当該数値のうちいずれか小さいもの

面格子壁	軸組の仕様		木材の見付幅、厚さ	格子の間隔	倍率
	木材を、右「格子の間隔」欄に掲げる間隔で互いに相欠き仕口により縦横に組んだ格子壁(継手のないもの)に限り、大入れ、短ぼ差し又はこれらと同等以上の耐力を有する接合方法によって柱及びはり、桁、土台その他の横架材に緊結したものに限り。を設けた軸組	(一)	見付け45mm以上、厚さ90mm以上	90mm以上 160mm以下	0.9
		(二)	見付け90mm以上、厚さ90mm以上	180mm以上 310mm以下	0.6
		(三)	見付け105mm以上、厚さ105mm以上	180mm以上 310mm以下	1.0

落とし込み板壁	軸組の仕様		落とし込み板の幅	だぼ又は吸付き棧	接合方法	柱及び上下の横架材との固定方法	柱相互の間隔	倍率
	厚さ27mm以上の木材(継手のないもの)に限り、含水率が15%以下のものに限る。以下「落とし込み板」という。と当該落とし込み板に相接する落とし込み板をだぼ又は吸付き棧を用いて接合し、落とし込み板が互いに接する部分の幅を27mm以上として、落とし込み板を周囲の柱及び上下の横架材に設けた溝(構造耐力上支障がなく、かつ、落とし込み板との間に、著しい隙間がないもの)に入れて、はり、桁、土台その他の横架材相互間全面に、水平に積み上げた壁を設けた軸組	(一)	130mm 以上	相接する落とし込み板に十分に水平力を伝達できる長さを有する小径が15mm以上の木材のだぼ(ナラ、ケヤキ又はこれらと同等)を設け、当該穴の双方に隙間なく当該だぼを設けること。	落とし込み板が互いに接する部分に620mm以下の間隔で3箇所以上の穴(だぼと同寸法のもの)に限る。以下同じ。)を設け、当該穴の双方に隙間なく当該だぼを設けること。	柱に設けた溝に落とし込み板を入れること。	1,800mm以上 2,300mm以下	0.6
		(二)	200mm 以上	相接する落とし込み板に十分に水平力を伝達できる長さを有する小径が24mm以上の木材の吸付き棧(ナラ、ケヤキ又はこれらと同等)以上の強度を有する樹種で、節等の耐力上の欠点のないものに限る。)又は直径9mm以上の鋼材のだぼ(JIS G 3112)-1987(鉄筋コンクリート用棒鋼)に規定するSR235若しくはSD295Aに適合するもの又はこれらと同等以上の強度を有するものに限る。)を入	落とし込み板が互いに接する部分に900mmにつき2箇所以上の穴を設け、当該穴の双方にだぼの径の3倍以上の長さすず隙間なく当該だぼを設けること。	周囲の柱及び上下の横架材に設けた溝に落とし込み板を入れ、落とし込み板1枚ごとに柱に対して150mm以下の間隔で2本以上、上下の横架材に対して150mm以下の間隔で、それぞれくさび(JIS A 5508-1975 鉄丸くさび)に定めるCN75又はこれと同等以上の品質を有するもの)を打ち付けること。	900mm 以上 2,300mm 以下	2.5
		(三)	900 ~ 2,300	相接する落とし込み板に十分に水平力を伝達できる長さを有する小径が24mm以上の木材の吸付き棧(ナラ、ケヤキ又はこれらと同等)以上の強度を有する樹種で、節等の耐力上の欠点のないものに限る。)を入	落とし込み板の片面に300mm以下の間隔で900mmにつき3箇所以上の深さ15mm以上の溝を設け、当該溝の双方に(くさび)を掲げる吸付き棧の小径の3倍以上の長さすず隙間なく当該吸付き棧を設け、外れないよう固定すること。			3.0

準耐力壁等となる壁の材料の基準倍率

材料	最低厚さ (mm)	規格	くさび打ちの方法		基準倍率			
			種類	間隔 (cm)				
木すり等を打った壁 (片面)	12 × 75*	—	N 50*	—	0.5			
構造用合板	(特類) 7.5 (特類) 5 5	JAS/S51 告示 第 894 号	N 50	15 以下	2.5			
						構造用パネル	5	JAS/S62 告示 第 360 号
						パーティクルボード	12	JIS A5908-1994
構造用パーティクルボード	9	JIS A5908-2015						
構造用MDF	9	JIS A5905-2014						
せっこうボード (屋内壁)	12	JIS A6901-2005	GNF40 又は GNC40		0.9			

*住宅金融支援機構「木造住宅工事仕様書」

前記のうち二つまたは三つを併用した壁 (併用可能かどうかは、昭56建告第1100号第1条第13号、第14号、第15号、第16号を確認すること)	倍率の和 上限 7.0
国土交通大臣が前記と同等以上の耐力を有するものとして認める軸組、国土交通大臣の認定を受けたもの	大臣の定める数値

1. 計画変更と軽微な変更

(1) 基本的な考え方

確認済証の交付を受けた後に計画の変更が生じると、原則、変更箇所工事着手までに、改めて計画変更の建築確認を行い、確認済証の交付を受ける必要があります。ただし、規則第3条の2第1項各号に定める軽微な変更の判断基準に該当し、変更後の計画が明らかに建築基準関係規定に適合するのであれば、「軽微な変更」として、計画変更手続きは不要になります。

四号特例の見直しにあわせて、規則第3条の2第1項に、仕様規定の範囲で構造安全性を確認できる建築物についての判断基準が追加され、仕様規定に関する構造の変更については広範囲に軽微な変更とみなすこととなります((2) 軽微な変更の適用事例 事例1)。

具体的な変更内容が「軽微な変更」に該当するか否かについては、まずは規則をもとに申請者等が判断しますが、判断に迷う場合には、事前に建築主事等と相談・調整することが望ましいです。



(2) 軽微な変更の適用事例

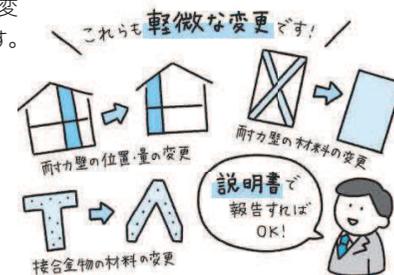
以下の事例に類するもので、かつ、建築基準関係規定に適合することが明らかなのは、軽微な変更として扱うことができ、完了検査または中間検査時にその内容を説明書で報告すれば、計画変更の確認手続きを改めて行う必要がありません。

事例1 耐力壁の位置・量等の変更(仕様規定)

変更前後とも、壁量基準の範囲で壁量が減少、壁倍率が小さくなる場合でも、仕様規定のみで法適合を確認できる場合、変更の前後とも、令第3章第2節から第7節の2に適合する変更として、例えば以下の変更は軽微な変更になります。

耐力壁の位置・量の変更	: 増減、通りをまたぐ移動などを含む
耐力壁の材料の変更	: 鉄筋筋かい ⇔ 構造用合板(大壁)
接合金物の材料の変更	: CP-T ⇔ 山型プレート Zマーク金物 ⇔ Z同等認定品
柱、はりの断面寸法、位置の変更	: 柱の小径 105 ⇔ 120 等

ただし、建築物全体での構造計算を伴う変更を行う場合は、計画変更の対象になります。



事例2 間仕切壁の位置の変更

主要構造部及び防火上主要なものに該当しない間仕切壁の位置の変更や、間仕切壁の一部の追加または取止めについては、第11号(改正後)の「位置の変更」に該当します。

事例3 開口部の位置や大きさの変更

配管貫通口等の壁の小さな開口部の位置や大きさの変更、開口部に係る変更で採光及び換気有効な面積が変更になるもの、開口部の一部の追加または取止めは、第15号(改正後)の「位置及び大きさの変更」に該当します。

※開口部には、建築設備の躯体開口部も含まれます。

事例4 ダクトの長さ等の変更

ダクト等のルート変更と同時に換気ファンの能力等を調整し、ダクトの長さ等に変更が生じて換気システム全体として性能を低下させない場合、第16号(改正後)の「材料、位置または能力の変更」に該当します。

(3) 計画変更に係る確認申請を要しない軽微な変更の判断基準

「軽微な変更」の対象となるのは、下表に示す、規則第3条の2第1項第1号から第17号までのいずれかに該当し、かつ、「建築基準関係規定に適合することが明らかなもの」に限られます。

「建築基準関係規定に適合することが明らかなもの」とは、高度な計算や検討によらずに建築基準関係規定への適合が確認できるものであり、例えば、構造関係規定では、全体架構モデルの再計算を要するものは、「軽微な変更」に該当せず、「計画変更」の手続きが必要となります。

木造建築物において仕様規定のみで法適合を確認できる場合の判断(例)

○仕様規定のただし書き等に基づく、以下の部分的な構造計算を伴う変更

- ・基礎(平12第1347号第2)
- ・柱の小径(平12第1349号)
- ・木造の継手及び仕口(平12第1460号)

軽微な変更
に該当

○上記の仕様規定のただし書き等に基づく構造計算以外(令第46条第2項など)により建築物全体の構造計算を行ってする変更

計画変更手続き
を要する

表4-1 計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更(規則第3条の2(改正後))

規則第3条の2	対象	変更内容	備考
第1号	道路の幅員	幅員が大きくなる	都市計画区域内等で、敷地境界線が変更されない場合に限る。
	接道長さ	全て	変更後の敷地が道路に接する部分の長さが2m以上である場合に限る。
第2号	敷地面積	増加	—
	敷地境界線の位置	変更	変更前の敷地の一部が除かれる場合を除く。
第3号	建築物の高さ	減少	最低限度が定められている場合を除く。
第4号	階数	減少	—
第5号	建築面積	減少	日影規制の対象で、建築物の外壁が後退しない場合及び建築面積の最低限度が定められている場合を除く。
第6号	床面積	減少	都市計画区域内等の建築物の場合は、次のイ、ロは除く。 イ 延べ面積の増加 ロ 容積率の最低限度が定められているもの
第7号	用途の変更	—	令第137条の18で指定する類似の用途相互間におけるものに限る。
第8号	構造耐力上主要な部分である基礎ぐい、間柱、床版、屋根版又は横架材(小ぶりその他これらに類するものに限る)	位置の変更	変更に係る部材及び当該部材に接する部材に接する部材以外に応力度の変更がない場合であって、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が令第82条各号に規定する構造計算によって確かめられる安全性を有するものに限る。
第9号	構造耐力上主要な部分である部材	材料又は構造の変更	建築材料の変更がなく、強度又は耐力が減少しないこと及び第13号の表*に掲げる材料又は構造への変更に限る。
第11号	構造耐力上主要な部分以外の部分で、屋根ふき材、内装材(天井を除く)、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分、広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるもの若しくは当該取付け部分、壁又は手すり若しくは手すり壁	材料若しくは構造の変更又は位置の変更	第13号の表*に掲げる材料又は構造の場合は、第13号の表*の左欄から右欄への変更(準不燃材料から不燃材料など、同等品以上への変更)に限る。 間仕切り壁にあっては、主要構造部であるもの及び防火上主要なものを除く。
第12号	構造耐力上主要な部分以外の部分である天井	材料若しくは構造の変更又は位置の変更	第13号の表*に掲げる材料又は構造の場合は、第13号の表*の左欄から右欄への変更(防火構造から防火構造、準耐火構造、耐火構造など、同等品以上への変更)に限る。 特定天井の場合、建築材料の変更がなく、強度若しくは耐力が減少しないこと。 特定天井以外の場合は、特定天井とする変更を除く。
第13号	第13号の表*に掲げる材料又は構造(防火材料、シックハウス使用建築材料)	材料又は構造の変更	第13号の表*の左欄から右欄への変更(F☆☆☆からF☆☆☆☆など、同等品以上への変更)に限る。
第14号	井戸	位置の変更	くみ取便所の便槽との間の距離が短くなる変更を除く。

規則 第3条の2	対象	変更内容	備考
第15号	開口部	位置及び大きさの変更	次のイ又はロに掲げるものを除く。 イ 令第117条の規定により令第5章第2節の規定の適用を受ける建築物の開口部に係る変更で次の(1)及び(2)に掲げるもの (1) 当該変更により令第120条第1項又は令第125条第1項の歩行距離が長くなるもの (2) 令第123条第1項の屋内に設ける避難階段、同条第2項の屋外に設ける避難階段又は同条第3項の特別避難階段に係る開口部に係るもの ロ 令第126条の6の非常用の進入口に係る変更で、進入口の間隔、幅、高さ及び下端の床面からの高さ並びに進入口に設けるバルコニーに係る令第126条の7第2号、第3号及び第5号に規定する値の範囲を超えることとなるもの
第16号	建築設備	材料、位置又は能力の変更	性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。
第17号	第1号から第16号に掲げるもののほか、安全上、防火上及び避難上の危険の度、並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度に著しい変更を及ぼさないものとして国土交通大臣が定めるもの		
第10号 (新設の号)	変更後も仕様規定のみで法適合を確認できるもの (構造耐力上主要な部分である部材)	①材料若しくは構造の変更 ②位置の変更	変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更を除く。 ただし、令第46条第3項に基づく火打材、令第46条第4項に基づく壁・筋かいの建築材料の異なる変更については、軽微変更に該当。

* 第13号の表：規則第3条の2第1項第13号に規定する表(抜粋)
次ページ表4-2軽微な変更に関する変更前後の仕様の組合せに示します。

第4章 軽微な変更、完了検査 / 中間検査について

2. 完了検査

完了検査において、旧4号建築物は検査の一部が省略されていましたが、新2号建築物は、全ての建築基準関係規定に適合するかを検査することになります。

併せて、旧4号建築物は、法第7条の6(検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限)の規定が適用されてきませんでした。改正後の新2号建築物に該当する2階建ての木造一戸建て住宅の新築等については、法第7条の6に基づき検査済証の交付を受けた後でなければ、使用できなくなります。



(1) 完了検査の対象建築物等

改正法第6条第1項第1号から第3号までの建築物(確認申請が必要な全ての建築物)が完了検査の対象です。

法第7条の5「建築物に関する検査の特例」により、一部の規定の検査が省略されるのは、改正法第6条第1項第3号の建築物で建築士が設計・工事監理を行って建築されるものに限られるため、新たに2号建築物となる2階建ての木造建築物等については検査省略の対象外となり、完了検査で全ての建築基準関係規定に適合することの検査を受けることとなります。

なお、省エネ基準への適合性についても、完了検査の際に検査対象となります。

(4) 完了検査の受付

受付時に完了検査申請書を用いて、整合性を確認する事項は以下のとおりです。

表 4-4 受付時審査－記載事項の整合性を確認する事項リスト

整合の確認事項	相互の整合を確認する書類（規則第4条第1項）
設計者、工事監理者等の記載の整合	<ul style="list-style-type: none"> 完了検査申請書（第二面の設計者・工事監理者欄） 当該建築物の計画にかかる確認に要した図書（第1号） 委任状（第7号）
完了検査申請書第三面の「軽微な変更の概要」と「軽微な変更説明書」の記載の整合	<ul style="list-style-type: none"> 完了検査申請書（第三面の「軽微な変更の概要」） 軽微な変更説明書（第5号）
確認申請図書と完了した現場の整合	<ul style="list-style-type: none"> 当該建築物の計画に係る確認に要した図書（第1号） 軽微な変更説明書（第5号）
当該認定と確認申請時の図書又は軽微な変更説明書との整合	<ul style="list-style-type: none"> 当該建築物の計画に係る確認に要した図書（第1号） 都市緑地法第43条第1項の認定にかかる認定書の写し（第3号） 建築物省エネ法第11条第1項（改正後）の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した図書及び書類（第4号） 軽微な変更説明書（第5号）
当該規則で定める書類と確認申請時の図書又は軽微な変更説明書との整合	<ul style="list-style-type: none"> 当該建築物の計画に係る確認に要した図書（第1号） 軽微な変更説明書（第5号） 特定行政庁が工事監理の状況を把握するために必要として規則で定める書類（第6号）

(5) 完了検査の実施

完了検査は、対象建築物の工事が、確認に要した図書のとおり実施されたものであるかを確かめるため、各種の検査結果報告書、工事写真等の確認を行う書類検査、及び目視、簡易な計測機器等による測定、または建築物の部分の動作確認等により実施します。

特に比較的小規模な木造建築物においては、施工者が作成する品質管理記録等の各種書類を活用し、適切に申請者等から検査者へ施工状況の報告を行えるようにすることが必要です。

また、指定建築材料である鉄筋、コンクリートについては、指定建築材料として求められる仕様、性能であることを確認する必要があります。



工事監理の状況 (第四面)

	確認を行った部位・材料の種類等	照合内容	照合を行った設計図書	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法	照合結果（不適の場合には建築主に対して行った報告の内容）
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等	柱とはりとの接合部分	・接合状況	仕様表 部分詳細図	無し	・工程終了時に現場で確認	適
	筋かい端部の接合部分	・接合状況	仕様表 部分詳細図	無し	・工程終了時に現場で確認	適
	柱と土台の接合部分	・接合状況	仕様表 部分詳細図	無し	・工程終了時に現場で確認	適
	土台と基礎との接合部分	・接合状況	仕様表 部分詳細図	無し	・工程終了時に現場で確認	適
	基礎鉄筋の接合部分	・継手の状況 ・重ね長さ	仕様表 基礎詳細図	無し	・工程終了時に現場で確認	適
	屋根材	・接合状況	仕様表 部分詳細図	無し	・自主検査記録等を設計図書と照合	適
	建築物の各部分の位置、形状及び大きさ	基礎	・位置、形状、寸法 ・配筋本数、配置	配置図 仕様表 基礎詳細図	無し	・工程終了時に現場で確認
土台		・位置、形状、寸法	仕様表	無し	・工程終了時に現場で確認	適
柱		・位置、形状、寸法 ・通し柱の状況	壁柱図	無し	・工程終了時に現場で確認	適
はり		・位置、形状、寸法 ・欠込みの有無	仕様表	無し	・工程終了時に現場で確認	適
筋かい		・位置、形状、寸法 ・欠込み、補強の状況	仕様表 壁柱図	無し	・工程終了時に現場で確認	適
壁・耐力壁 準耐力壁等		・位置、形状、寸法	仕様表 壁柱図	無し	・工程終了時に現場で確認	適
床		・位置、形状、寸法 ・火打材の配置	仕様表	無し	・工程終了時に現場で確認	適
屋根		・位置、形状、寸法	立面図 断面図	無し	・工事完了時に現場で確認	適
建築物全体		・平面形状、断面形状 ・建築物の高さ	各階平面図 立面図 断面図	無し	・工程終了時に現場で確認	適
構造耐力上主要な部分の防錆、防錆、防蟻措置及び状況		地面から1m以内の部分の土台、柱、筋かい	・防錆、防蟻措置の状況	仕様表 立面図	無し	・工程完了時に現場で確認
	外壁の下地	・防水措置の状況	立面図 部分詳細図	無し	・工程終了時に現場で確認	適
特定天井に用いる材料（略）	該当なし					

検査時確認書類

凡例（作成者）
 ○施工者
 △建材会社等
 ■工事監理者

○自主検査記録等
 ■施工結果報告書*1

○自主検査記録等
 ■施工結果報告書*1

○自主検査記録等
 ■施工結果報告書*1

○自主検査記録等
 ■施工結果報告書*1

○自主検査記録等

○自主検査記録等

○自主検査記録等
 ○工事写真*2

○自主検査記録等
 ○工事写真*2

3. 中間検査

ここでは、建築基準法における中間検査のポイントを紹介します。中間検査（法第7条の3、法第7条の4）に係る改正はありませんが、具体的な手続き方法や申請書の添付図書、検査項目等については、特定行政庁や指定確認検査機関に確認してください。

特定行政庁が中間検査を行う旨定めている場合、定められた中間検査の対象となる特定工程の工事が終了した段階で検査を受けます。中間検査に合格しないと、特定行政庁が定める特定工程後の工程について着手できなくなります。

(1) 中間検査の対象建築物等

2階建ての木造一戸建て住宅等であれば、法定上、全国一律で中間検査の対象として定められている工程はありませんが、特定行政庁が対象建築物、特定工程及び特定工程後の工程を別途指定している場合があるため、各特定行政庁に確認してください。



表4-7 中間検査の対象建築物・特定工程・特定工程後の工程

	法定（概要）	特定行政庁の指定
対象建築物	階数が3以上である共同住宅の床及びはりに鉄筋を配置する工事を含む建築物（法第7条の3第1項第1号）	特定行政庁が、その地方の建築の動向やその他の事情を勘案して、建築物、特定工程、特定工程後の工程を定める。（法第7条の3第1項第2号）
特定工程（検査が必要な工事の工程）	2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事（令第11条）	
特定工程後の工程（中間検査に合格しなければ着手できない工事の工程）	2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリート等で覆う工事の工程（令第12条）	

表4-8 特定行政庁の指定の例

指定する項目	例
対象建築物	床面積50㎡以上の木造住宅（戸建て、共同、長屋を問わない）
特定工程（検査が必要な工事の工程）	屋根の小屋根組の工事
特定工程後の工程（中間検査に合格しなければ着手できない工事の工程）	壁の外装工事または内装工事

上に示した特定行政庁の指定の例では、ほとんどの木造住宅を対象に、屋根の小屋根組工事が終了した段階で中間検査を受け、これに合格しなければ、壁の外装工事、内装工事を行うことができません。

1. 確認申請・検査全般について

Q 1-1

新3号建築物に係る一部審査省略制度の内容は、改正前の4号建築物に係る内容と同じですか。

同じです。

表5-1（参考）新3号建築物における建築確認・検査項目
（建築士が設計・工事監理を行った防火・準防火地域外の一戸建て住宅の場合）

敷地関係規定	○	審査する
構造関係規定	×	審査しない ※ただし、仕様規定以外の構造計算を行った場合は審査する
防火避難規定	×	審査しない
設備その他 単体規定	△	一部審査する ※シックハウス、昇降機及び浄化槽は審査する
集団規定	○	審査する
省エネ基準 （建築物省エネ法）	×	審査しない

Q 1-2

（改正建築士法）第3条第1項で一級建築士の取り扱い規模が高さ16m超えになることに伴い、第3条の2で二級建築士の業務範囲は高さ16mまでとなりますが、第3条の3の木造建築士の業務範囲も高さ16mまでに変わりますか。また、木造建築士でも2階建て延べ面積300㎡以下の建築物は構造計算を行って良いですか。

木造建築士の業務範囲も、高さ16mまでに変わります。それに伴い、木造2階建て以下かつ延べ面積300㎡以下の建築物であれば、木造建築士でも構造計算を行うことができますようになります。

表5-2 建築士の業務範囲

高さ・階数 延べ面積 S(㎡)	共通 改正前 高さ ≤ 13m かつ 軒高 ≤ 9m ⇒ 改正後 高さ ≤ 16m						改正前 高さ > 13m 又は軒高 > 9m ⇒ 改正後 高さ > 16m 又は4階建て以上
	木造			RC造・S造等			
	平屋建て	2階建て	3階建て	2階建て以下	3階建て		
S ≤ 30㎡	建築士でなくても設計等可			建築士でなくても設計等可			
30㎡ < S ≤ 100㎡	一級・二級・木造可			一級・二級可			
100㎡ < S ≤ 300㎡	一級・二級・木造可			一級・二級可			
300㎡ < S ≤ 500㎡	一級・二級・木造可			一級・二級可			
500㎡ < S ≤ 1000㎡	一級・二級・木造可			一級・二級可			
特定建築物	一級・二級・木造可			一級・二級可			
1000㎡ < S	一級・二級可			一級のみ可			
特定建築物	一級・二級・木造可			一級のみ可			

床面積、用途、構造の境界に変更はありません。

一級のみ可	一級・二級可	一級・二級・木造可
-------	--------	-----------

Q 1-3

改正法が適用されるのは、改正法施行（令和7（2025）年4月1日）後に建築確認を申請するものからとなりますか。

改正法施行（令和7（2025）年4月1日）後に着工するものに適用されます。
改正法施行日前後の取扱いの詳細については「改正建築基準法・改正建築物省エネ法の施行日前後における規定の適用に関する留意事項等について」（令和6年6月25日付 国住指第134号、国住参建第1441号）をご確認ください。

確認・審査の対象外から新2号になる木造建築物の取扱い<都市計画区域等の区域外>

	施行日（令和7年4月）	確認申請（附則3条）	構造関係規定等への適合確認
①	設計 着工 完了	不要	
②	設計 着工 完了	不要	
③	設計変更 着工 完了	不要	
④	設計変更 確認申請 着工 完了検査 検査	着工前に必要	確認：審査する 検査：検査する

旧4号から新2号になる木造建築物の取扱い<都市計画区域等の区域内>

	施行日（令和7年4月）	構造関係規定等への適合確認	留意点
⑤	確認申請 着工 完了検査 検査	確認：審査しない 検査：検査しない	—
⑥	確認申請 着工 完了検査 検査	確認：審査しない 検査：検査しない	—
⑦	確認申請 着工 完了検査 検査	確認：審査しない 検査：検査しない	—
⑧	設計変更 確認申請 着工 完了検査 検査	確認：審査しない 計画変更：審査しない 検査：検査しない	—
⑨	確認申請 着工 完了検査 検査	確認：審査しない 計画変更：審査しない 検査：検査しない	—
⑩	確認申請 着工 完了検査 検査	確認：審査しない 計画変更：審査する 検査：検査する	⑦、⑧、⑨となるよう調整することが考えられる
⑪	確認申請 着工 完了検査 検査	確認：審査する 検査：検査する	施行日に行われる 消防同意については7日以内
⑫	確認申請 着工 完了検査 検査	確認：審査する 検査：検査する	施行日に行われる 消防同意については7日以内

Q 1-4

2階建ての木造一戸建て住宅のホームエレベーターを更新するような場合、建築確認手続きは必要ですか。

必要ありません。
令6国告第1148号に規定する、以下のエレベーターは法第87条の4に基づく建築確認手続き等の規定が準用されるものから除外されています。
・ 籠が住戸内のみを昇降するエレベーター
・ 法第6条第1項第2号に掲げる建築物（階数が3以上であるもの、延べ面積500㎡を超えるもの及び高さ16mを超えるものを除く。）に設けるもの

Q 2-5

木造の一部に非木造の部分（アルミ製ベランダ、風除室など）が取りついた場合、混構造となりますか。

付加的に設けられたアルミ製ベランダ、風除室などは混構造となりませんが、構造安全性の確認は、構造種別に応じて行ってください。

Q 2-6

構造計算を行わない、仕様規定による構造安全性の確認とは、どのように行うのでしょうか。

建築基準法施行令第3章第3節の仕様規定に基づく壁量基準や接合部の仕様等や、同節のただし書き等の構造計算より構造安全性の確認を行うことになります。

Q 2-7

壁量基準等の経過措置の対象はどのようなものとなりますか。

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに着工するものについて、改正前の壁量と柱の小径の基準によることができます。地階を除く階数が2以下、高さが13m以下及び軒の高さが9m以下である延べ面積が300㎡以内の木造建築物が対象です。経過措置を適用する場合でも改正前の基準に適合していることの審査がされることに注意が必要です。

(2) 構造関係規定以外について

Q 2-8

旧4号建築物から新2号建築物になって、省略なしに全て審査されることになると、消防法で適合すべき規定は変わりますか。

消防法において適合すべき規定は変わりません。

表5-3 消防法（建築基準関係規定）

条項	見出し
第9条	火の使用に関する市町村条例への規定委任について
第9条の2	審住宅用防災機器の設置及び維持等について
第15条	映写室の構造等について
第17条	消防用設備等の設置及び維持等について